

+

生駒市国土強靱化地域計画

令和5年3月

生 駒 市

目 次

第1章 総論	1
1.1 策定の目的	1
1.2 国土強靱化の理念	1
1.3 奈良県の基本的な考え方	2
1.4 計画の趣旨	3
1.5 計画の位置づけ	3
1.6 計画期間	4
第2章 地域の特性	5
2.1 自然特性	5
2.2 社会特性	7
第3章 基本目標	8
3.1 国土強靱化基本計画及び奈良県計画に掲げられた基本目標	8
3.2 本市の基本目標	8
第4章 脆弱性の評価	9
4.1 リスクシナリオの設定の意義	9
4.2 想定される災害（リスク）	9
4.3 本市におけるリスクシナリオの設定	13
4.4 脆弱性評価結果	15
第5章 強靱化施策の推進方針	16
5.1 推進方針	16
5.2 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針	17
第6章 計画の推進と進捗管理	32
6.1 計画の推進と進捗管理	32
6.2 他計画と合わせた見直し	32
参考資料	33
（別紙1）脆弱性評価結果	34
（別紙2）推進方針の具体的施策	44
（別紙3）重点化すべき施策	66
（別紙4）道路整備に関する事業	72
（別紙5-1）予定事業一覧（補助金・交付金事業）	73
（別紙5-2）予定事業一覧（補助金・交付金以外の事業）	76

第1章 総論

1.1 策定の目的

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号。以下「基本法」という。）」第 13 条の規定に基づき、大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならないようにする「強さ」と、受けた被害から迅速に回復する「しなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築することを目指し、これまでの防災・減災対策に関する事項を念頭に、今後の本市の国土強靱化に関する施策を総合的・計画的に推進するため、「生駒市国土強靱化地域計画」を策定する。

また、生駒市国土強靱化地域計画は、第 6 次生駒市総合計画との整合を図りながら、地域防災計画をはじめとする本市が有する様々な分野の計画等の防災・減災対策に関する事項について、指針となるべきものとして策定する。

1.2 国土強靱化の理念

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、個々の災害の都度、長時間をかけて復旧・復興を図る「事後対策」の繰り返しを避け、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、まちづくりの政策・産業政策を含めた総合的な対応が求められている。

国土強靱化が目指すものは、想定外とも言える大規模自然災害等に対して、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ（強靱さ）」を備えた国土、経済社会システムを構築することである。

国は、基本法第 10 条第 1 項に基づき、「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を平成 26 年 6 月に閣議決定。平成 30 年 12 月には、策定後に発生した自然災害から得られた教訓や社会経済情勢を反映した計画へと見直しが行われ、引き続き強靱化施策への取組が進められている。

基本計画において、以下のように基本目標、事前に備えるべき目標が示されている。

（1）基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

ア 人命の保護が最大限図られること

イ 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

ウ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

エ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進することとする。

（2）事前に備えるべき目標

基本計画では、事前に備えるべき目標として、以下の 8 つを設定している。

- ア 直接死を最大限防ぐ
- イ 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ウ 必要不可欠な行政機能は確保する
- エ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- オ 経済活動を機能不全に陥らせない
- カ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- キ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ク 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

つまり、基本目標に掲げた人命の保護や維持すべき重要な機能に着目し、あらゆる大規模自然災害等を想定しながら「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」（以下「リスクシナリオ」という。）を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチである。

大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならないようにする「強さ」と、受けた被害から迅速に回復する「しなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築することを目指すものである。

よって、国土強靱化地域計画は、地方公共団体における国土強靱化に係る分野の計画等の指針となるものであり、国における基本計画と同様、地域における国土強靱化に係る計画等の指針としての性格を有するものである。

1.3 奈良県の基本的な考え方

国の基本計画策定を受け、奈良県においても、奈良県の防災・減災対策の継承を念頭に置きつつ、県土の強靱化を図ることを目的に、令和3年3月に「第2期奈良県国土強靱化地域計画 一災害に日本一強い奈良県へー」が策定された。

奈良県は、この計画の中において、「奈良県の目指す姿」及び「基本目標」を明らかにし、国の基本計画で定められた「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」を踏まえ、

（１）長期的・広域的観点からの施策の推進 （２）効果的な施策の推進 （３）効率的な施策の推進 （４）地域の特性に応じた施策の推進 の４つの点に留意して強靱化に係る施策を推進している。

（１）奈良県の目指す姿

奈良県は、基本計画に基づく強靱化対策を推進し、大規模自然災害等に強い県土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう県民の力を向上させることにより、自然災害による死者ゼロの「災害に日本一強い奈良県」を目指す。

（２）奈良県の基本目標

基本法では第14条で「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されている。

これを踏まえた上で、「災害に日本一強い奈良県」を目指す姿のもと、奈良県では以下

の3つを基本目標とする。

自然災害の発生を可能な限り予測し、災害発生時にも

ア 人命を守る 災害による死者をなくす

イ 県民の生活を守る できる限り、家屋・インフラ・経済活動等の減災を図る

ウ 迅速な復旧・復興を可能にする

1.4 計画の趣旨

生駒市国土強靱化地域計画は、第6次生駒市総合計画が目指す本市の将来都市像を踏まえ、国土強靱化の観点から、市民の生命と財産を守り、安全に暮らせるまちづくりを進めるとともに自助、共助、公助を着実に高めていくことにより、誰もが安心して生涯にわたって健康に生活できるまちづくりを進め、「安全で、安心して健康に暮らせるまち」を作るための施策を、総合的かつ計画的に推進する指針とする。

1.5 計画の位置づけ

基本法第4条において「地方公共団体の責務」、基本法第13条において「国土強靱化地域計画」についての記述がされている。

【地方公共団体の責務（第4条）】

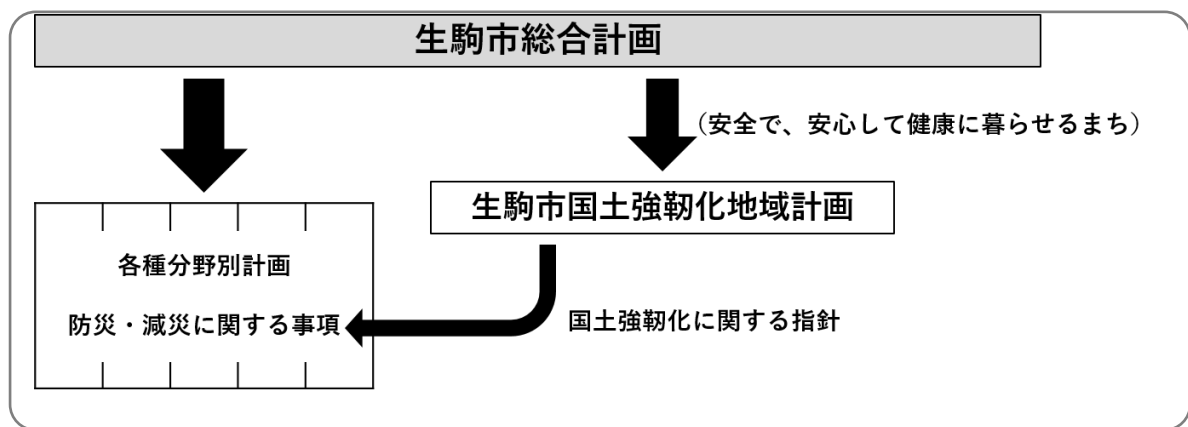
地方公共団体は、第2条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

【国土強靱化地域計画（第13条）】

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

生駒市国土強靱化地域計画は、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本法第13条の規定に基づき策定するものである。

また、第6次生駒市総合計画との整合を図りながら、地域防災計画をはじめとする本市が有する様々な分野の計画等の防災・減災対策に関する事項について、指針となるべきものと位置付ける。



1.6 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度（2023年）から概ね5年間とする。

第2章 地域特性

2.1 自然特性

(1) 地勢

本市は、京阪奈に囲まれた近畿のほぼ中央に位置し、京都府の京田辺市、精華町、奈良県の奈良市、大和郡山市、斑鳩町、平群町、大阪府の東大阪市、大東市、四條畷市、交野市、枚方市に接している。

面積は 53.15 km²であり、東西 8 km、南北 15km の南北に細長い形状を示している。

(2) 気象

本市は、気候区分では、瀬戸内気候に属するため、年間を通して雨量が少なく、夏も冬も比較的に温暖な地域で晴れの日が多い。主な気象概況は、以下のとおりである。

ア 年間平均気温は 15℃前後で、日最高気温の月別平均は 8 月が最も高く約 33℃、日最低気温の月別平均は 1～2 月が最も低く約 0℃である。

イ 冬季(11～2 月)は奈良や大阪とほぼ変わらず、少雨で積雪も少ない。

ウ 年間降水量は 1,400mm 前後で、多雨期の 5～10 月に降雨が集中する。

エ 風は概して弱く、特に夜間の晴天時は無風状態になることが多いが、晩秋から春にかけておろし風のやや強い西風が吹く。

(3) 地形

市域は、西の生駒山地、東の矢田丘陵・西ノ京丘陵に囲まれた土地である。また、富雄川、竜田川、山田川、天野川の最上流部に位置し、河川形状は堀込構造になっている。

生駒山地は、生駒山を中心とした大阪平野と奈良盆地の丘陵や低地地形区との境界を成す山地地形であり、本市側の東向き斜面は全般的に緩傾斜となっている。

生駒谷は、生駒山地と矢田丘陵の間にある断層崖に挟まれた南北に長い構造谷地形区であり、主に大阪層群の砂礫・粘土からなる小起伏丘陵と竜田川・天野川の谷底平野からなる。

矢田丘陵は、富雄川と生駒谷に挟まれた南北に連なる丘陵地である。稜線高度は 200～250m と起伏量が小さい。

西ノ京丘陵は富雄川と秋篠川に挟まれた南北に長い小起伏の丘陵地である。

(4) 地質

生駒山地、矢田丘陵は第三紀の花崗岩類よりなるが、それよりも低い丘陵地は、新生代洪積世に形成された大阪層群の礫、砂、粘土層からなっている。

また、河川沿いの低地は、おおむね新生代沖積世に形成された未固結の礫、砂、泥からなっている。

本市の地質を地史上の新しい順に整理すると以下のとおりとなる。

ア 沖積層

富雄川や竜田川などの河川に沿った低地に相当し、風化した花崗岩山地より発した河川が流域に多量の砂礫を堆積させたものである。河川周辺以外では、生駒山の急斜面下の崖錘が沖積層と捉えられている。

イ 大阪層群

本市域の大阪層群は、主に竜田川に沿う生駒谷に分布する生駒累層と富雄川に沿う佐保累層の2つに大別される。前者は花崗岩質の砂からなるチャート礫を含む基底礫岩層の上に粘土層を挟んだ砂礫層が30～40mで堆積した地層で、後者は粘土・砂の互層であるが、西方へ移るに従い砂がち、礫がちになる。

ウ 瀬戸内火山岩類

本市の宝山寺の裏山に突出する流紋岩質安山岩がこれに相当する。地質年代は中期中新世とされており、後述の領家複合岩類を貫くものである。

エ 領家複合岩類

花崗岩類・塩基性岩類等からなる本市の基盤となり山地の主体をなすものである。本市の花崗岩類は、著しく風化し、「マサ化」が進んでいる。塩基性岩類は、主に斑戔岩で生駒山の残丘を形成する。

2.2 社会特性

(1) 人口

本市の人口は約 11.8 万人、5 万世帯（51,339 世帯）（令和 4 年 12 月 1 日現在）となっており、大阪都市圏のベッドタウンとして人口増加を続けてきたが、2013 年（平成 25 年）をピークに人口減少に転じている。

特に、隣接する大阪府に通勤通学している比率が高く、昼夜間の人口に大きな差がある。そのため、昼間に大規模な災害が発生した場合、交通機関、道路などの機能低下により帰宅することが困難な市民が多数発生することが考えられる。

今後においては急速に高齢化が進む状況にあり、老年人口比率は 29.1%（令和 4 年 12 月 1 日現在）となっており、2050 年（令和 32 年）には 37.4%まで増加し、その後減少に転じると見込まれている。（令和 2 年 3 月「生駒市人口ビジョン〈改訂版〉」）

(2) 土地利用・交通体系

ア 土地利用

本市は、地目別土地面積では、宅地が約 38%、山林が約 32%、田・畑が約 21%の順に占める割合が高い。（令和 2 年 1 月 1 日現在）また、本市は全域が都市計画区域に指定されており、そのうちの約 40%が市街化区域に指定されている。なお、人口集中地区は、14.5 km²（令和 2 年国勢調査の結果）と市域の約 27%を占めており、近年拡大している。

イ 交通体系

本市の幹線道路は、北部を東西に通る国道 163 号と中北部を南北に通る県道枚方大和郡山線、中央部を南北に通る国道 168 号、そして南部を東西に通る国道 308 号、阪奈道路、第二阪奈道路があり、格子状にネットワークを形成している。鉄道は、生駒駅を中心に、近畿日本鉄道株式会社の各路線として、東西に奈良線、京阪奈線が通り、南へ生駒線が伸びており、また、生駒山頂へ生駒ケーブルが通っている。バスは、生駒駅前を主要バスターミナルとして、市域にバス路線が整備されている。

第3章 基本目標

3.1 国土強靱化基本計画及び奈良県計画に掲げられた基本目標

国の基本計画及び奈良県の国土強靱化地域計画で掲げられた基本目標を以下に示す。

国土強靱化基本計画	第2期奈良県国土強靱化地域計画
(1) 人命の保護が最大限図られる (2) 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される (3) 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 (4) 迅速な復旧復興	(1) 人命を守る 災害による死者をなくす (2) 県民の生活を守る できる限り、家屋・インフラ・経済活動等の減災を図る (3) 迅速な復旧・復興を可能にする

3.2 本市の基本目標

本市は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進するため、基本計画及び県計画との調和を図りながら、以下の3つを「基本目標」とする。

基本目標

I 人命を守る（災害による死者をなくす）

II 市民の生活を守る

III 迅速な復旧復興を可能とする

第4章 脆弱性の評価

4.1 リスクシナリオの設定の意義

本計画においては、大規模自然災害に伴うあらゆるリスクについて、適切な対処方針（第5章「強靱化施策の推進方針」及び第6章「計画の推進と進捗管理」）を確立して具体的施策を推進し、その極限回避を行い、起きてはならない最悪の事態の発生を防ぐことにより、先に示した基本目標の達成を図る。

このため、起きてはならない最悪の事態を「リスクシナリオ」として具体的に列挙し、そのリスクについて念頭において、総合的かつ計画的に施策に取り組む必要がある。

4.2 想定される災害（リスク）

住民の生活・本市の経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されるが、基本計画、県計画が大規模自然災害を対象としていることを踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とし、地震、水害、土砂災害それぞれについて、以下のとおり具体的な災害を想定した。

ただし、想定した災害の被害を超える事態が発生することも念頭におきながら、検討を進めた。

（1）地震

ア 内陸型地震（生駒断層帯）

奈良県が公表している「第2次奈良県地震被害想定調査」（平成16年10月作成）では、奈良県内に8つの起震断層を設定して被害を想定しており、本市に特に大きな被害が想定されるのは生駒断層帯による地震である。

平成28年に生駒市が独自に行った地震被害想定結果を以下に示す。

なお、被害については、冬の夕方を想定している。括弧内は、死者が最大となる冬の深夜を想定した場合の値である。

■内陸型地震（生駒断層帯）による本市の被害想定

項目	生駒市の被害
最大震度	7
死者	204 人 (288 人)
負傷者	1, 537 人 (2106 人)
住家全壊	5, 345 棟
住家半壊	7, 515 棟
残出火数	17 件 (5 件)
焼失棟数	297 棟 (63 棟)
避難者数	32, 820 人 (32, 203 人)
断水率 (直後)	82. 3%
停電率 (直後)	89. 6%
ガス支障率 (直後)	76. 7%

注) ・被害については、冬の夕方を想定している。

- ・括弧内は、死者が最大となる冬の深夜を想定した場合の値である。
- ・「残出火数」とは、建物倒壊等に伴い発生する炎上出火件数から、消防運用等による消火可能件数を差し引いた件数
- ・その他
 - 震度 7 等の揺れや液状化の発生するエリアに位置する道路・鉄道についても被害を受ける可能性が高い。
 - 本市の通勤・通学者が大阪等から本市に帰宅することが困難となると予想される。

イ 海溝型地震（南海トラフ巨大地震）

本市における被害想定は、南海トラフ巨大地震モデル検討会で検討された地震動 5 ケースのうち、本市での揺れによる被害が最大となると想定される「陸側ケース」について実施した。その結果は以下のとおりである。

■海溝型地震（南海トラフ巨大地震）による本市の被害想定

項目	生駒市の被害
最大震度	6 弱
死者	21 人 (31 人)
負傷者	528 人 (757 人)
住家全壊	1, 246 棟
住家半壊	4, 555 棟
残出火数	2 件 (0 件)
焼失棟数	20 棟 (0 棟)
避難者数	14, 505 人 (14, 452 人)
断水率 (直後)	54. 7%
停電率 (直後)	58. 2%
ガス支障率 (直後)	35. 6%

本市においては、生駒断層帯の地震には及ばないが、矢田断層、奈良盆地東 縁断層帯と同等の被害が発生することが想定される。

なお、県全体では、死者数は約 1, 300 人、建物全壊棟数は約棟と想定されており、県内の約 7 割の市町に震度 6 強の揺れが発生することが想定されている。

相当な被害が発生するとともに、被害が広域にわたり、県や他自治体からの応援が得られにくい状況になると考えられる。

(2) 風水害

本市には、洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるとして、県が水位周知河川に指定した竜田川と富雄川がある。

また、近年は、全国的に局地大雨（ゲリラ豪雨）が多発しており、側溝や排水路が水をさばききれなくなり、また、河川の水が逆流するなどして浸水してしまう内水氾濫が増加傾向にある。

さらに、山地、丘陵地に囲まれている地勢から、土砂災害の潜在的なリスクは高いものの、生駒山地の本市側の斜面が比較的緩やかな勾配であること、矢田丘陵はやや急勾配であるが比較的標高が低いことから、過去に大規模な土砂災害は確認されていない。

本市に人的被害をもたらした風水害は、生駒市史等の記録で確認できるものでは、次の6例があり、梅雨前線に伴う集中豪雨や台風によるものであった。

■本市における風水害の被害の状況

種別 (発生年月日)	市内の 人的被害	市内の 家屋被害	摘要
室戸台風 (昭和9年9月21日)	死者6名 重軽傷者14名	不明	台風に伴う強風により、北倭第四尋常小学校が倒壊し、児童6名が死亡。
第2室戸台風 (昭和36年9月16日)	重軽傷者66名	全壊169戸 半壊162戸	県内の死亡事例はいずれも強風に伴う建物倒壊が原因であった。
集中豪雨 (昭和41年7月2日)	死者2名 重傷者1名	全壊3戸 半壊3戸	梅雨前線が低気圧を刺激して発生した大雨に伴う土砂災害。
昭和47年7月豪雨 (昭和47年7月11～14日)	軽傷者1名	全壊3戸 半壊4戸	南下する梅雨前線を台風が刺激して発生した大雨に伴う洪水害。
平成29年台風21号 (平成29年10月22日)	重傷者1名	全壊なし 半壊なし	強風にあおられ転倒。
平成30年台風21号 (平成30年9月4日)	軽傷者1名	全壊なし 半壊なし	自転車運行中転倒。

また、以下に県内で大きな被害を受けた災害で、本市も被災した一例として、大和川大水害について記載する。

ア 浸水害 大和川大水害（昭和57年7月31日～8月3日）

昭和57年台風第10号が紀伊半島の南海上を北上。8月2日午前0時に渥美半島西部に上陸し、同日午前5時頃には能登半島から日本海へ抜けた。

一方、台風第9号が中国大陸で温帯低気圧に変わり、8月2日夜には九州南岸を経て、同月3日昼頃に紀伊半島を通過した。

奈良県では、7月31日夜半から、台風前面の停滞前線も活発化して大雨となり、8月2日、午後には一旦天候が回復したものの、同日午後10時には再び大雨となり3日午後まで降り続いた。

奈良市における雨量をみると、8月1日160mm(観測開始以来2番目)、8月3日155.5mm(同3番目)という記録的な豪雨となった。

これにより、王寺町で大規模な浸水被害が発生したほか、奈良県内各地で浸水被害や土砂崩れが発生し、死者・行方不明者16名、家屋全壊24棟、半壊・一部破壊34棟、床上浸水5,573棟、床下浸水5,084棟という甚大な被害となった。

本市では竜田川流域の近鉄南生駒駅周辺(小瀬町)、生駒駅周辺(谷田町、本町)で浸水害が発生し、全壊2戸、半壊4戸であった。

市内の浸水想定区域については、竜田川、富雄川の浸水想定がなされており、竜田川沿いの浸水想定区域内の推定世帯数は約1,850世帯、富雄川沿いの浸水想定区域内の推定世帯数は約70世帯である。(令和元年6月推計)

概ね2m以下の想定であるが、いずれの河川においても2m以上の浸水が想定される場所がある。

イ 土砂災害 紀伊半島大水害(平成23年8月30日～9月4日)

平成23年台風第12号が北上し、9月2日に四国に接近、同月3日午前10時頃高知県東部に上陸した。その後もゆっくり北上を続け、四国・中国地方を縦断して同月4日朝に日本海に抜けた。奈良県内では、台風接近に伴い、8月30日夜から雨が降りはじめたが、台風の速度が遅かったため、9月4日の午前9時ごろまで長時間継続した。

総降水量は、上北山のアメダスで1,812.5mm、国土交通省が大台ヶ原に設置した雨量計では2,436mmが観測されている。また、72時間降水量も上北山のアメダスで1,652.5mmと観測史上最大値を更新し、十津川村風屋のアメダスでも1,303mmを記録する等奈良県南部全域で経験したことがないような大雨となった。これに伴い、「深層崩壊」と考えられる大規模な斜面崩壊が多数発生し、河道閉塞による土砂ダムが4カ所で発生した。奈良県内では、死者・行方不明者24名、家屋全壊49棟、半壊・一部破壊85棟、床上浸水13棟という甚大な被害となった

本市では、この災害による大きな被害は発生していない。しかし、山地、丘陵地に囲まれている本市には土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている地域が多数あり、山麓部の地すべりをはじめとした土砂災害のリスクが存在する。土砂災害警戒区域内の推定世帯数は約4,600世帯、土砂災害特別警戒区域内の推定世帯数は約400世帯である。(令和元年6月推計)

なお、市内の土砂災害関連指定状況は以下のとおりである。

■土砂災害関連指定状況(令和2年7月現在)

	種別	
	土砂災害警戒区域	うち 土砂災害特別警戒区域
地すべり	3箇所	—
急傾斜	231箇所	218箇所
土石流	122箇所	67箇所
合計	356箇所	285箇所

4.3 本市におけるリスクシナリオの設定

奈良県が設定したリスクシナリオを参考に、各基本目標に応じた分野を設定し、対象とするリスク及び本市の特性を踏まえ、本市の「リスクシナリオ」を各分野に分類し、設定した。

I 人命を守る（災害による死者をなくす）

- 1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施
- 2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

II 市民の生活を守る

- 3 市民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持
- 4 ライフラインの確保
- 5 二次災害の防止

III 迅速な復旧復興を可能とする

- 6 地域社会、経済の迅速な再建・回復

■リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

基本目標	基本目標における分野	リスクシナリオ
Ⅰ 人命を守る （災害による死者をなくす）	1 地震・水害・土砂災害の対策 及び避難対策の確実な実施	1-1 地震による建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生 1-2 異常気象等による急激な浸水の発生 1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生 1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生 1-5 防災の中核機能の麻痺低下により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施	2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止 2-2 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 2-3 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 2-4 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルート of 長期間の寸断 2-5 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶 2-6 避難所における疫病と感染症の大規模発生
Ⅱ 市民の生活を守る	3 市民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持	3-1 市職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全 3-2 被災による治安の悪化 3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊 3-4 食料等の安定供給の停滞
	4 ライフラインの確保	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態 4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・L P ガスサプライチェーンの機能の停止 4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止 4-6 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 4-7 交通ネットワークが分断する事態
	5 二次災害の防止	5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響 5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生 5-3 農地・森林等の荒廃による被害拡大
Ⅲ 迅速な復旧復興を可能とする	6 地域社会、経済の迅速な再 建・回復	6-1 大量発生する災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

4.4 脆弱性評価結果

脆弱性評価の結果を別紙 1 に示す。

第5章 強靱化施策の推進方針

5.1 推進方針

本市の強靱化を進めるうえで、国土強靱化の理念を踏まえ、「基本計画」において定められている、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な地域づくりについて、大和川大水害など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の基本的な方針に基づき地域強靱化を推進する。

(1) 地域強靱化の取り組み姿勢

- ア 市の強靱化を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から分析し、取組にあたる。
- イ 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる。
- ウ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ア 災害リスクや地域の状況等に応じて、施設の整備や耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- イ 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、地方公共団体、住民及び事業者等が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ウ 常時だけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ア 住民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- イ 限られた資金を最大限に活用するため、民間資金の積極的な活用を図る。
- ウ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ア 人のつながりやコミュニティ機能を向上させ、各地域において強靱化を推進する担い手が活動できる環境整備に努める。
- イ 女性、高齢者、子ども（乳幼児）、障がい者及び外国人等に十分配慮する。
- ウ 地域の特性に応じて、環境との調和や景観の維持に配慮するとともに、自然との共生を図る。

5.2 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

前章の脆弱性の分析・評価の結果に基づき、リスクシナリオを回避するために、今後何をすべきか必要となる施策を検討し、リスクシナリオごとに対応方策としてまとめた。

基本目標Ⅰ 人命を守る（災害による死者をなくす）

1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施

1-1 地震による建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生

関係課:教育総務課、スポーツ振興課、営繕課、建築課、幼保こども園課、各施設管理課、事業計画課、都市計画課、福祉政策課、障がい福祉課、警防課、防災安全課、予防課、消防本部総務課、地域医療課、土木課、管理課、消防署

■住宅・建築物等の耐震化

○住宅等の倒壊は、住人の命を奪うだけでなく、倒壊により道路を塞ぐなど避難や救助活動の妨げに繋がることから、耐震事業を広く周知するなど耐震化に努める。

■地震対策の推進

○家庭での地震発生時の室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。

■防災力の強化

- 消防関係車両等の定期的更新を図る。
- 防災士の計画的な養成等により地域防災体制の充実を図る。
- 奈良県防災士会等に協力を求めながら、市内防災士スキルアップと連携強化を図る。
- 消防団の資器材の充実や、団員の研修、実務訓練による資質向上を促進する。
- 住宅用火災警報器設置について、自治会と連携し、啓発活動を行う。

■避難路・避難場所の確保

- 災害時における避難のために交通安全対策の必要がある路線の整備や通学路の安全対策を実施する。
- 災害時における高齢者、障がい者等の避難のためバリアフリー化を推進する。

重要業績評価指標（KPI）

指標	現状値	目標値
住宅の耐震化率	90.7%（R2）	95%（R7）

1-2 異常気象等による急激な浸水の発生

関係課: 防災安全課、事業計画課、福祉政策課、障がい福祉課、商工観光課、管理課、土木課、都市計画課

■災害関連情報提供体制の整備

- 洪水ハザードマップを作成し、周知する。
- 洪水発生多発地域の確認と住民への連絡体制を確立する。
- 河川監視カメラの適正管理とホームページへ映像を掲載する。

■関係機関等との連携強化

- 県とともに内水対策を促進する。
- 大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会と連携して、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する。

■浸水範囲の軽減

- 水害に備えたまちづくりの規制誘導を図る。

■避難対策の充実

- 災害時における避難のために交通安全対策の必要がある路線の整備や通学路の安全対策を実施する。

1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生

関係課: 防災安全課、事業計画課、福祉政策課、障がい福祉課、都市計画課

■避難対策の充実

- 土砂災害ハザードマップを作成し、周知する。
- 土砂災害警戒区域等の確認と住民への連絡体制を確立する。

■関係機関等との連携強化

- 県とともに土砂災害危険箇所の対策を促進する。

■土砂災害警戒区域の指定による警戒避難体制の整備

- 土砂災害警戒区域等内にある避難所の取扱いの検討をする。

1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生

関係課: 防災安全課、福祉政策課、地域包括ケア推進課、生涯学習課、予防課、消防署、総務課、消防本部総務課、広報広聴課、障がい福祉課、人事課、事業計画課

■避難対策の充実

- 「自らの命は自らが守る」意識の徹底、正しい避難行動を周知する。
- 避難所での良好な生活環境の確保に努める。

■災害関連情報提供体制の整備

- 全国瞬時情報システム（Jアラート）や生駒市防災行政 MCA 無線（同報系、移動系）の維持管理及び拡充に努める。
- 緊急速報メール（エリアメール）による情報伝達を実施する。
- 自主防災組織を主体とした訓練を実施する。（避難行動訓練、避難所運営訓練等）

重要業績評価指標（KPI）

指標	現状値	目標値
避難所・緊急避難場所等防災関連表示の設置数（箇所）	30/35(R 4)	35/35(R 5)
生駒市緊急・災害情報メールの登録数	4,334 人 (R5.1.31)	4,355 人 (R6.1.31)
市 SNS (Twitter) の登録数	3,535 人 (R5.2.1)	3,888 人 (R6.2.1)
避難所運営訓練の実施回数	2 回 (R 4)	10 回 (R 9)

1-5 防災の中核機能の麻痺低下により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

関係課: 消防本部総務課、総務課、防災安全課、福祉政策課、人事課、地域コミュニティ推進課

■行政機能の強化

- 本庁及び消防庁舎の自家発電設備の強化整備を図る。

■災害関連情報提供体制の整備

- 情報伝達手段の多重化を推進する。
- 提供手段の多様化を推進する。

2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止

関係課:防災安全課、上下水道部総務課、工務課、土木課

■備蓄品の確保

- 住民に災害発生後1週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。
- 非常食及び飲料水の備蓄を進める。

■関係機関等との連携強化

- 物資支援に係る協定の拡充を図る。

2-2 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

関係課:防災安全課、福祉政策課、障がい福祉課、環境保全課、地域医療課、地域包括ケア推進課、介護保険課

■感染症予防対策

- 疫病・感染症の発生、まん延を防止するため、衛生・防疫体制の確立・強化を示した「避難所運営マニュアル」を策定し、周知する。
- 避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。
- 自主防災組織の資機材の充実や研修、訓練による体制を強化する。(再掲)

■避難所運営の強化

- 各医療機関や医師会等各種団体と合同訓練が実施できるよう努める。

2-3 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

関係課:防災安全課、福祉政策課、地域包括ケア推進課、生涯学習課、土木課、事業計画課

■備蓄品の確保

- 住民に災害発生後1週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。(再掲)
- 非常食及び飲料水の備蓄を進める。(再掲)

■関係機関等との連携強化

- 災害時応援協定の拡充を図る。

■交通の確保

- 国、県とともに国道及び県道の整備を促進する。
- 市道を拡幅するなどの整備を促進する。
- 孤立の可能性がある地域等を対象に通信訓練を実施する。

■救助・救援活動の強化

- ヘリポートの適正な維持管理を進める。
- 高齢者等の緊急時の支援対策を行うとともに、緊急時に対応できるよう、地域や関係機関との連携により支援体制の整備を進める。

重要業績評価指標（KPI）

指標	現状値	目標値
道路整備を計画している箇所の整備済延長割合	53.5%（R 4）	100%（R 7）

2-4 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの大期間の寸断

関係課: 警防課、消防本部総務課、消防署、地域医療課、防災安全課、各施設管理課

■広域連携体制の強化

- 災害の規模や被災地ニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国・県の指針に基づく具体的な方策を講ずる。

■消防力の強化

- 消防組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。
- 自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。(再掲)
- 各自主防災組織において、定期的な防災訓練を実施する。
- 防災・減災に関する活動リーダーの育成や防災講習等を実施する。
- 学校、保健所等において防災研修や訓練を実施する。

■関係機関等との連携強化

- 自衛隊、警察、消防等と合同訓練が実施できるよう努める。
- 事業所等に対して、地域防災活動に参加するよう促す。

重要業績評価指標 (KPI)

指標	現状値	目標値
道路整備を計画している箇所の整備済延長割合	53.5% (R 4)	100% (R 7)
橋梁長寿命化計画に基づく健全な橋梁数 (橋)	252/257(R 4)	257/257(R 8)

2-5 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶

関係課: 土木課、事業計画課、各施設管理課、地域医療課、地域包括ケア推進課、介護保険課

■交通の確保

- 国、県とともに国道及び県道の整備を促進する。(再掲)
- 市道を拡張するなどの整備を促進する。(再掲)

■インフラの防災対策

- 長期寿命化計画に基づきトンネル及び橋梁の改修を図る。
- ヘリポートの適正な維持管理を進める (再掲)

■医療にかかる人員・体制の強化

- 各医療機関や医師会等各種団体と協定の締結に努める。
- 各医療機関や医師会等各種団体と合同訓練が実施できるよう努める。

重要業績評価指標 (KPI)

指標	現状値	目標値
道路整備を計画している箇所の整備済延長割合	53.5% (R 4)	100% (R 7)

2-6 避難所における疫病と感染症の大規模発生

関係課: 防災安全課、福祉政策課、障がい福祉課、環境保全課

■感染症予防対策

- 疫病・感染症の発生、まん延を防止するため、衛生・防疫体制の確立・強化を示した「避難所運営マニュアル」を策定し、周知する。
- 避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。
- 自主防災組織の資機材の充実や研修、訓練による体制を強化する。(再掲)

基本目標Ⅱ 市民の生活を守る

3 市民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持

3-1 市職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全

関係課: 防災安全課、総務課、消防本部総務課、SDGs推進課、デジタル推進課、人事課

■行政機能の強化

- 毎年、職員訓練を実施し、危機管理体制の強化を図る。
- 本庁及び消防庁舎の自家発電設備の強化整備を図る。(再掲)
- 職員訓練を通じて地域防災計画、業務継続計画等を実用的なものに見直す。
- 業務システムのクラウド化と緊急通信回線の確保を図る。
- 災害発生後であっても必要な業務データは定期的にバックアップしておく。

■施設・備蓄品の整備

- 重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し、適正に管理する。
- 非常用電源を確保する。

重要業績評価指標 (KPI)

指標	現状値	目標値
職員を対象とした災害対応研修の実施回数	3回 (R4)	5回 (R9)

3-2 被災による治安の悪化

関係課: 防災安全課、地域コミュニティ推進課

■地域防犯力の強化

- 警察等と合同訓練が実施できるよう努める。
- 平常時より、各地域におけるコミュニティ活動の活性化を促し、相互扶助の意識醸成に取り組む。
- 各自主防災組織が訓練を実施するように努め、併せて防犯意識も高める。
- 県、市が実施する訓練等を通じ、地域の防災リーダーを育成する。

重要業績評価指標 (KPI)

指標	現状値	目標値
学校区単位での防災訓練の実施回数	5回 (R4)	10回 (R9)

3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊

関係課:土木課、事業計画課、商工観光課

■インフラの防災対策

- 災害発生後も事業者等が生産活動を早期に再開できるよう、主要幹線道路（国道、県道、市道）の整備を進める。
- 耐震化計画に基づき橋梁の耐震化を図る。

■民間事業者の事業継続確保

- 地域のまちづくり事業の展開により地域間の強いつながりを構築する。
- 事業所等に対し事業継続計画を策定するよう、周知する。

重要業績評価指標（KPI）

指標	現状値	目標値
ネットワーク道路の整備済延長割合	80.9%（R 4）	100%（R 6）

3-4 食料等の安定供給の停滞

関係課:土木課、事業計画課、防災安全課、上下水道部総務課

■交通の確保

- 緊急輸送ルート確保のため、緊急輸送道路及びこれに接続する県道、市道の強靱化と整備を促進する。

■関係機関等との連携強化

- 食料等物資提供の協定の締結に努める。
- 物資輸送等に係る協定の締結に努める。
- ヘリポートの適正な維持管理を進める（再掲）
- 食料等の安定供給に備え、物資の備蓄・整備を図る。
- 他事業体や協力業者と応援体制を構築する。
- マニュアル等の見直しを行い、実践的な図上訓練を通して円滑に対応できる人材を育成する。

■事業継続確保

- 事業所等に対して、必要な水、食料等の備蓄に努めるよう促す。

重要業績評価指標（KPI）

指標	現状値	目標値
道路整備を計画している箇所の整備済延長割合	53.5%（R 4）	100%（R 7）

4 ライフラインの確保

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止

関係課: SDGs 推進課、防災安全課、地域医療課、消防本部総務課、総務課、各施設管理課、福祉政策課、障がい福祉課

■電力の確保

- 重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し、適正に管理する。(再掲)
- 小型発電機を整備し、適正に管理する。
- 専用通信回線の遮断に備え、携帯電話回線等により通信の確保ができるよう、機材を整備するとともに訓練により備える。
- 本庁舎及び消防庁舎の自家発電設備の強化整備を図る。(再掲)

■関係機関等との連携強化

- 情報伝達手段の多重化を推進する。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態

関係課: 防災安全課、福祉政策課、障がい福祉課

■災害関連情報提供体制の整備

- 全国瞬時警報システム（Jアラート）の適正な運用管理を行う。
- 防災行政無線について、緊急時でも 48 時間を目安として、住民に情報が伝達できるように適正に管理する。

重要業績評価指標（KPI）

指標	現状値	目標値
生駒市緊急・災害情報メールの登録数	4,334 人 (R5.1.31)	4,355 人 (R6.1.31)
市 SNS (Twitter、Facebook 等) の登録数	3,535 人 (R5.2.1)	3,888 人 (R6.2.1)

4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

関係課:土木課、事業計画課、工務課、浄水場、商工観光課

■交通の確保

- 道路付帯施設（電気、通信等）の早期復旧のため、迅速に道路啓開が可能なよう道路（国道、県道、市道）の整備を促進する。

■施設の耐震化

- 上水道施設の耐震化を進める。

■民間事業者の事業継続確保

- 事務所等に対して事業継続計画を策定するよう、周知する。（再掲）

重要業績評価指標（KPI）

指標	現状値	目標値
道路整備を計画している箇所の整備済延長割合	53.5%（R 4）	100%（R 7）

4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止

関係課:SDGs 推進課、消防本部総務課、総務課、各施設管理課、防災安全課

■電力の確保

- 重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し、適正に管理する。（再掲）
- 小型発電機を整備し、適正に管理する。（再掲）
- 本庁舎及び消防庁舎の自家発電設備の強化整備を図る。（再掲）

■関係機関等との連携強化

- ライフライン関係事業者等との協定の締結に努める。

4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止

関係課:工務課、浄水場、上下水道部総務課

■施設の耐震化

- 上水道施設の耐震化を進める。（再掲）
- 自家用発電機設備等の整備及び適正管理に努める。

■断水対策

- 水道用復旧資機材を備蓄する。

4-6 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

関係課: 防災安全課、環境保全課、管理課、竜田川浄化センター、下水道課

■感染症予防対策

○避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。(再掲)

■関係機関等との連携強化

○清掃・衛生関係組合等との協定の締結に努める。

■下水道機能の確保

○汚水処理施設等の老朽化対策、耐震化等を進める。

4-7 交通ネットワークが分断する事態

関係課: 管理課、土木課、事業計画課、防災安全課、商工観光課、都市計画課

■交通の確保

○国、県とともに国道及び県道の整備を促進する。(再掲)

○市道を拡幅するなどの整備を促進する。(再掲)

○リニア中央新幹線 三重・奈良ルート of 早期全線整備を促進する。

■関係機関等との連携強化

○道路の分断において、代替ルートの確保の検討、バス事業者等の関係機関との連携強化を図る。

重要業績評価指標 (KPI)

指標	現状値	目標値
ネットワーク道路の整備済延長割合	80.9% (R 4)	100% (R 6)

5 二次災害の防止

5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響

関係課:防災安全課

■災害関連情報提供体制の整備

- 風評被害が拡散しないよう市内外に正確な情報を発信する体制を整備する。

5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生

関係課:農林課

■ため池の整備

- 貯水池やため池の改修や点検に努める。
- ため池ハザードマップを整備し、地域住民に周知する。

重要業績評価指標（KPI）

指標	現状値	目標値
農業用ため池劣化状況評価調査実施率	22/80（R 4）	80/80（R 7）

5-3 農地・森林等の荒廃による被害拡大

関係課:農林課、都市計画課

■森林の整備等

- 農地等が荒廃しないよう、集落を挙げて維持する。
- 鳥獣害対策を適正に実施し、農地や山林が荒廃しないように努める。
- 農業基盤の整備や農地の保全等を図るため、ため池や農道、水路等の農地用施設の改修を支援する。

基本目標Ⅲ 迅速な復旧復興を可能とする

6 地域社会、経済の迅速な再建・回復

6-1 大量発生する災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

関係課:環境保全課

■災害廃棄物処理対策

- 「生駒市災害廃棄物処理計画」の定期的な見直しを行う。

■関係機関等との連携強化

- 一般廃棄物処理事業者との協定締結を推進する。
- 廃棄物エネルギー等、未利用エネルギーの有効活用を促進する。

6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

関係課:防災安全課、地域コミュニティ推進課、福祉政策課、障がい福祉課、みどり公園課、農林課、地域医療課、地域包括ケア推進課、介護保険課

■地域防災力の強化

- 市に定住を希望する者に対し、支援を実施することにより、地域の担い手を確保し、持続ある地域コミュニティの形成を図る。

■復旧復興体制の整備

- 要配慮者生活困窮者が気軽に相談できる相談支援事業の充実を図る。
- 自主防災組織、老人会、地域サロン団体など、団体間交流を活性化し、地域コミュニティの結びつきを強くする。

■関係機関等との連携強化

- 各医療機関や医師会等各種団体と合同訓練が実施できるよう努める。

重要業績評価指標（KPI）

指標	現状値	目標値
避難所運営訓練の実施回数	2回（R4）	10回（R9）

6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

関係課:土木課、事業計画課、管理課、各施設管理課

■交通の確保

- 国、県とともに国道及び県道の整備を促進する。(再掲)
- 市道を拡幅するなどの整備を促進する。(再掲)
- 長期寿命化計画に基づきトンネル及び橋梁の改修を図る。(再掲)

■関係機関等との連携強化

- 交通関係業者、運送業者との協定の締結を図る。

■施設の耐震化

- 公共施設の災害予防を図る。

重要業績評価指標 (KPI)

指標	現状値	目標値
道路整備を計画している箇所の整備済延長割合	53.5% (R 4)	100% (R 7)

第6章 計画の推進と進捗管理

6.1 計画の推進と進捗管理

本計画は、重点化施策を中心に進捗状況等を踏まえつつ、計画的に施策の推進を図るとともに、各部局間のもとより、国、県、関係団体、民間事業者、市民等と連携しながら、効果的な施策の実施に努める。

また、定期的に進捗管理や評価等を行い、必要に応じて取組手法や目標等の見直しを図る。

6.2 他計画と合わせた見直し

本計画は、国土強靱化に関する市の他計画等の指針となるべきものである。

本市における地域防災計画等、国土強靱化に関する他の個別計画等を見直しする際には、本計画の内容を基本として必要に応じ修正等を行う。

參考資料

基本目標Ⅰ 人命を守る（災害による死者をなくす）

1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施

1-1 地震による建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生

■住宅・建築物等の耐震化

○住宅等の倒壊は、住人の命を奪うだけでなく、倒壊により道路を塞ぐなど避難や救助活動の妨げに繋がることから、耐震事業を広く周知するなど耐震化に努める必要がある。

■地震対策の推進

○家庭での地震発生時の室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う必要がある。

■防災力の強化

○消防関係車両等の定期的更新を図る必要がある。

○防災士の計画的な養成等により地域防災体制の充実を図る必要がある。

○奈良県防災士会等に協力を求めながら、市内防災士スキルアップと連携強化を図る必要がある。

○住宅用火災警報器設置について、自治会と連携し、啓発活動を行う必要がある。

■避難路・避難場所の確保

○災害時における避難のために交通安全対策の必要がある路線の整備や通学路の安全対策を実施する必要がある。

○災害時における高齢者、障がい者等の避難のためバリアフリー化を推進する必要がある。

1-2 異常気象等による急激な浸水の発生

■災害関連情報提供体制の整備

○洪水ハザードマップを作成し、周知する必要がある。

○洪水発生多発地域の確認と住民への連絡体制を確立する必要がある。

○河川監視カメラの適正管理とホームページへ映像を掲載する必要がある。

■関係機関等との連携強化

○県とともに内水対策を促進する必要がある。

○大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会と連携して、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する必要がある。

■浸水範囲の軽減

○水害に備えたまちづくりの規制誘導を図る必要がある。

■避難対策の充実

○災害時における避難のために交通安全対策の必要がある路線の整備や通学路の安全対策を実施する必要がある。

1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生

■避難対策の充実

- 土砂災害ハザードマップを作成し、周知する必要がある。
- 土砂災害警戒区域等の確認と住民への連絡体制を確立する必要がある。

■関係機関等との連携強化

- 県とともに土砂災害危険箇所の対策を促進する必要がある。

■土砂災害警戒区域の指定による警戒避難体制の整備

- 土砂災害警戒区域等内にある避難所の取扱いの検討をする必要がある。

1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生

■避難対策の充実

- 「自らの命は自らが守る」意識の徹底、正しい避難行動を周知する必要がある。
- 避難所での良好な生活環境の確保に努める必要がある。

■災害関連情報提供体制の整備

- 全国瞬時情報システム（Jアラート）や生駒市防災行政 MCA 無線（同報系、移動系）の維持管理及び拡充に努める必要がある。
- 緊急速報メール（エリアメール）による情報伝達を実施する必要がある。
- 自主防災組織を主体とした訓練を実施する必要がある。（避難行動訓練、避難所運営訓練等）

1-5 防災の中核機能の麻痺低下により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

■行政機能の強化

- 本庁及び消防庁舎の自家発電設備の強化整備を図る必要がある。

■災害関連情報提供体制の整備

- 情報伝達手段の多重化を推進する必要がある。
- 提供手段の多様化を推進する必要がある。

2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止

■備蓄品の確保

- 住民に災害発生後1週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する必要がある。
- 非常食及び飲料水の備蓄を進める必要がある。

■関係機関等との連携強化

- 物資支援に係る協定の拡充を図る必要がある。

2-2 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

■感染症予防対策

- 疫病・感染症の発生、まん延を防止するため、衛生・防疫体制の確立・強化を示した「避難所運営マニュアル」を策定し、周知する必要がある。
- 避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める必要がある。
- 自主防災組織の資機材の充実や研修、訓練による体制を強化する必要がある。

■避難所運営の強化

- 各医療機関や医師会等各種団体と合同訓練を実施できるよう努める必要がある。

2-3 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

■備蓄品の確保

- 住民に災害発生後1週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する必要がある。(再掲)
- 非常食及び飲料水の備蓄を進める必要がある。(再掲)

■関係機関等との連携強化

- 災害時応援協定の拡充を図る必要がある。

■交通の確保

- 国、県とともに国道及び県道の整備を促進する必要がある。
- 市道を拡幅するなどの整備を促進する必要がある。
- 孤立の可能性がある地域等を対象に通信訓練を実施する必要がある。

■救助・救援活動の強化

- ヘリポートの適正な維持管理を進める必要がある。
- 高齢者等の緊急時の支援対策を行うとともに、緊急時に対応できるよう、地域や関係機関との連携により支援体制の整備を進める必要がある。

2-4 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの長期間の寸断

■広域連携体制の強化

- 災害の規模や被災地ニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国・県の指針に基づく具体的な方策を講ずる必要がある。

■消防力の強化

- 消防組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する必要がある。
- 自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する必要がある。(再掲)
- 各自主防災組織において、定期的な防災訓練を実施する必要がある。
- 防災・減災に関する活動リーダーの育成や防災講習等を実施する必要がある。
- 学校、保健所等において防災研修や訓練を実施する必要がある。

■関係機関等との連携強化

- 自衛隊、警察、消防等と合同訓練が実施できるよう努める必要がある。
- 事業所等に対して、地域防災活動に参加するよう促す必要がある。

2-5 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶

■交通の確保

- 国、県とともに国道及び県道の整備を促進する必要がある。(再掲)
- 市道を拡幅するなどの整備を促進する必要がある。(再掲)

■インフラの防災対策

- 長期寿命化計画に基づきトンネル及び橋梁の改修を図る必要がある。
- ヘリポートの適正な維持管理を進める必要がある。(再掲)

■医療にかかる人員・体制の強化

- 各医療機関や医師会等各種団体と協定の締結に努める必要がある。
- 各医療機関や医師会等各種団体と合同訓練が実施できるよう努める必要がある。

2-6 避難所における疫病と感染症の大規模発生

■感染症予防対策

- 疫病・感染症の発生、まん延を防止するため、衛生・防疫体制の確立・強化を示した「避難所運営マニュアル」を策定し、周知する必要がある。
- 避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める必要がある。
- 自主防災組織の資機材の充実や研修、訓練による体制を強化する必要がある。(再掲)

基本目標Ⅱ 市民の生活を守る

3 市民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持

3-1 市職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全

■行政機能の強化

- 毎年、職員訓練を実施し、危機管理体制の強化を図る必要がある。
- 本庁及び消防庁舎の自家発電設備の強化整備を図る必要がある。(再掲)
- 職員訓練を通じて地域防災計画、業務継続計画等を実用的なものに見直す必要がある。
- 業務システムのクラウド化と緊急通信回線の確保を図る必要がある。
- 災害発生後であっても必要な業務データは定期的にバックアップしておく必要がある。

■施設・備蓄品の整備

- 重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し、適正に管理する必要がある。
- 非常用電源を確保する必要がある。

3-2 被災による治安の悪化

■地域防犯力の強化

- 警察等と合同訓練が実施できるよう努める必要がある。
- 平常時より、各地域におけるコミュニティ活動の活性化を促し、相互扶助の意識醸成に取り組む必要がある。
- 各自主防災組織が訓練を実施するように努め、併せて防犯意識も高める必要がある。
- 県、市が実施する訓練等を通じ、地域の防災リーダーを育成する必要がある。

3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊

■インフラの防災対策

- 災害発生後も事業者等が生産活動を早期に再開できるよう、主要幹線道路(国道、県道、市道)の整備を進める必要がある。
- 耐震化計画に基づき橋梁の耐震化を図る必要がある。

■民間事業者の事業継続確保

- 地域のまちづくり事業の展開により地域間の強いつながりを構築する必要がある。
- 事業所等に対し事業継続計画を策定するよう、周知する必要がある。

3-4 食料等の安定供給の停滞

■交通の確保

- 緊急輸送ルート確保のため、緊急輸送道路及びこれに接続する県道、市道の強靱化と整備を促進する必要がある。

■関係機関等との連携強化

- 食料等物資提供の協定の締結に努める必要がある。
- 物資輸送等に係る協定の締結に努める必要がある。
- ヘリポートの適正な維持管理を進める必要がある。（再掲）
- 食料等の安定供給に備え、物資の備蓄・整備を図る必要がある。
- 他事業体や協力業者と応援体制を構築する必要がある。
- マニュアル等の見直しを行い、実践的な図上訓練を通して円滑に対応できる人材を育成する必要がある。

■事業継続確保

- 事業所等に対して、必要な水、食料等の備蓄に努めるよう促す必要がある。

4 ライフラインの確保

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止

■電力の確保

- 重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し、適正に管理する必要がある。(再掲)
- 小型発電機を整備し、適正に管理する必要がある。
- 専用通信回線の遮断に備え、携帯電話回線等により通信の確保ができるよう、機材を整備するとともに訓練により備える必要がある。
- 本庁舎及び消防庁舎の自家発電設備の強化整備を図る必要がある。(再掲)

■関係機関等との連携強化

- 情報伝達手段の多重化を推進する必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態

■災害関連情報提供体制の整備

- 全国瞬時警報システム(Jアラート)の適正な運用管理を行う必要がある。
- 防災行政無線について、緊急時でも48時間を目安として、住民に情報が伝達できるように適正に管理する必要がある。

4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

■交通の確保

- 道路付帯施設(電気、通信等)の早期復旧のため、迅速に道路啓開が可能なよう道路(国道、県道、市道)の整備を促進する必要がある。

■施設の耐震化

- 上水道施設の耐震化を進める必要がある。

■民間事業者の事業継続確保

- 事務所等に対して事業継続計画を策定するよう、周知する必要がある。(再掲)

4-4 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止

■電力の確保

- 重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し、適正に管理する必要がある。(再掲)
- 小型発電機を整備し、適正に管理する必要がある。(再掲)
- 本庁舎及び消防庁舎の自家発電設備の強化整備を図る必要がある。(再掲)

■関係機関等との連携強化

- ライフライン関係事業者等との協定の締結に努める必要がある。

4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止

■施設の耐震化

- 上水道施設の耐震化を進める必要がある。(再掲)
- 自家用発電機設備等の整備及び適正管理に努める必要がある。

■断水対策

- 水道用復旧資機材を備蓄する必要がある。

4-6 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

■感染症予防対策

- 避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める必要がある。(再掲)

■関係機関等との連携強化

- 清掃・衛生関係組合等との協定の締結に努める必要がある。

■下水道機能の確保

- 污水处理施設等の老朽化対策、耐震化等を進める必要がある。

4-7 交通ネットワークが分断する事態

■交通の確保

- 国、県とともに国道及び県道の整備を促進する必要がある。(再掲)
- 市道を拡幅するなどの整備を促進する必要がある。(再掲)
- リニア中央新幹線 三重・奈良ルート of 早期全線整備を促進する必要がある。

■関係機関等との連携強化

- 道路の分断において、代替ルートの確保の検討、バス事業者等の関係機関との連携強化を図る必要がある。

5 二次災害の防止

5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響

■災害関連情報提供体制の整備

- 風評被害が拡散しないよう市内外に正確な情報を発信する体制を整備する必要がある。

5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生

■ため池の整備

- 貯水池やため池の改修や点検に努める必要がある。
- ため池ハザードマップを整備し、地域住民に周知する必要がある。

5-3 農地・森林等の荒廃による被害拡大

■森林の整備等

- 農地等が荒廃しないよう、集落を挙げて維持する必要がある。
- 鳥獣害対策を適正に実施し、農地や山林が荒廃しないように努める必要がある。
- 農業基盤の整備や農地の保全等を図るため、ため池や農道、水路等の農地用施設の改修を支援する必要がある。

基本目標Ⅲ 迅速な復旧復興を可能とする

6 地域社会、経済の迅速な再建・回復

6-1 大量発生する災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■災害廃棄物処理対策

○「生駒市災害廃棄物処理計画」の定期的な見直しを行う必要がある。

■関係機関等との連携強化

○一般廃棄物処理事業者との協定締結を推進する必要がある。

○廃棄物エネルギー等、未利用エネルギーの有効活用を促進する必要がある。

6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■地域防災力の強化

○市に定住を希望する者に対し、支援を実施することにより、地域の担い手を確保し、持続ある地域コミュニティの形成を図る必要がある。

■復旧復興体制の整備

○要配慮者生活困窮者が気軽に相談できる相談支援事業の充実を図る必要がある。

○自主防災組織、老人会、地域サロン団体など、団体間交流を活性化し、地域コミュニティの結びつきを強くする必要がある。

■関係機関等との連携強化

○各医療機関や医師会等各種団体と合同訓練が実施できるよう努める必要がある。

6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■交通の確保

○国、県とともに国道及び県道の整備を促進する必要がある。(再掲)

○市道を拡幅するなどの整備を促進する必要がある。(再掲)

○長期寿命化計画に基づきトンネル及び橋梁の改修を図る必要がある。(再掲)

■関係機関等との連携強化

○交通関係業者、運送業者との協定の締結を図る必要がある。

■施設の耐震化

○公共施設の災害予防を図る必要がある。

(別紙2) 推進方針の具体的施策

1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施		
1-1 地震による建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生		
推進方針	具体的施策	担当部署
○住宅等の倒壊は、住人の命を奪うだけでなく、倒壊により道路を塞ぐなど避難や救助活動の妨げに繋がることから、耐震事業を広く周知するなど耐震化に努める。	・生涯学習施設の非構造部材の耐震化を実施する。	スポーツ振興課
	・市立体育施設内の体育館の非構造部材の耐震化を実施する。	スポーツ振興課
	・県立高等学校体育館の耐震化を実施する。	生駒高校
	・災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業、宅地耐震化促進事業、狭あい道路整備等促進事業等を促進する。	営繕課他
	・「生駒耐震改修促進計画」に基づき、木造住宅等の耐震診断及び耐震改修を実施する。	建築課
	・公共施設及び公共施設内の設備（EV等）の耐震診断及び耐震改修を実施する。	公共施設管理者
	・「生駒市営住宅長寿命化計画」に基づき、市営住宅の長寿命化を図る。	営繕課
	・学校施設の安全点検を継続するとともに、安全で安心できる教育環境整備のため、改築や長寿命化も含めた計画的な学校施設の老朽化対策を実施する。	教育総務課
	・幼稚園、保育園及び認定こども園園舎の長寿命化も視野に入れた施設の老朽化対策を促進する。	幼保こども園課
○家庭での地震発生時の室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。	・既存インフラ施設等の都市基盤整備の継続的な保存・更新を図る。	各施設管理課 事業計画課 管理課 土木課 都市計画課
	・社会福祉施設の耐震性の向上を図る。	福祉政策課 障がい福祉課 社会福祉施設
○家庭での地震発生時の室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。	・家庭での地震発生時の室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。	防災安全課
○住宅用火災警報器設置について、自治会と連携し、啓発活動を行う。	・住宅用火災警報器設置について、自治会と連携し、啓発活動を行う。	予防課

1-1 地震による建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生		
推進方針	具体的施策	担当部署
○消防関係車両等の定期的更新を図る。	・消防活動に使用する緊急車両・資機材の整備及び充実・強化のため、車両等の更新を行う。	消防本部総務課 警防課 消防署
○防災士の計画的な養成等により地域防災体制の充実を図る。	・地域の防災リーダーである防災士を育成する。	防災安全課
	・災害応急医療体制の整備を図る。	地域医療課 市立病院
	・救急搬送データをもとに、病病連携の強化をはじめとする救急医療の充実を図る。	地域医療課
	・災害応急体制の整備を図る。	防災安全課 人事課
○奈良県防災士会等に協力を求めながら、市内防災士スキルアップと連携強化を図る。	・奈良県防災士会等に協力を求めながら、市内防災士スキルアップと連携強化を図る。	防災安全課
○消防団の資器材の充実や、団員の研修、実務訓練による資質向上を促進する。	・消防団員の確保を図るとともに、常備消防と連携強化、団員の知識・技術向上のため年1回以上、署団合同訓練を実施する。 ・全消防団員を対象とした普通救命講習の継続的受講を促す。	消防本部総務課 警防課 消防署
○災害時における避難のために交通安全対策の必要がある路線の整備や通学路の安全対策を実施する。	・災害時における避難のために交通安全対策の必要がある路線の整備や通学路の安全対策を実施する。 元町菜畑線ほか 谷田小明線 鹿畑清水線ほか	土木課
	・市緊急輸送道路の指定・整備を図る。	防災安全課 管理課
○災害時における高齢者、障がい者等の避難のためバリアフリー化を推進する。	・公共施設及び公共施設内の設備（EV等）の耐震診断及び耐震改修を実施する。	
	・南生駒駅周辺について、バリアフリー化を推進することにより、災害時における高齢者、障がい者等の移動が円滑となる避難ルートを確保する。	事業計画課他
	・社会福祉施設等の管理者との協議や民間事業者との協力により、避難行動要支援者が介護・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所の指定に努める。	福祉政策課
	・福祉避難所に位置づけた施設は、平時より施設管理者と連携し、災害時に必要となる物資・機材、人材、移動手段等の事前整備に努める。	福祉政策課
	・避難行動要支援者の情報伝達体制の整備を図る。	福祉政策課

1-2 異常気象等による急激な浸水の発生		
推進方針	具体的施策	担当部署
○洪水ハザードマップを作成し、周知する。	・ハザードマップに浸水想定区域等の情報を掲載し、市民に周知する。	防災安全課
	・洪水リスクの周知に努める。	防災安全課 事業計画課
○洪水発生多発地域の確認と住民への連絡体制を確立する。	・県管理河川に設置された危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラを適正に管理、運用する。	県
	・高齢者等の緊急時の支援対策を行うとともに、緊急時に対応できるよう、避難行動要支援者名簿の定期的な更新を行い、同意のあった要支援者の情報を自治会、自主防災組織、民生児童委員と平常時から共有し支援体制の継続を図る。	福祉政策課 障がい福祉課
	・社会福祉施設において災害対応マニュアルの作成や避難訓練の実施等について指定管理者に対する確認を図る。	福祉政策課 障がい福祉課 社会福祉施設
	・災害応急体制の整備を図る。	防災安全課 人事課
	・洪水警戒避難体制の整備に努める。	防災安全課 事業計画課 管理課 土木課 営繕課
	・事業所等に対して、商工会議所と連携し、地域防災活動に参加するよう促す。	商工観光課
	・総合防災訓練の実施を図る。	防災安全課
○河川監視カメラの適正管理とホームページへ映像を掲載する。	・県管理河川に設置された危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラを適正に管理、運用する。	県
○県とともに内水対策を促進する。	・河川・水路の改修・整備を図る。	事業計画課 管理課 土木課
	・(大和川流域) 総合治水対策として、雨水の流出抑制対策を図る。	土木課 事業計画課 農林課
	・河川等の適正な維持管理及び水防倉庫の資機材管理等の水防対策の実施。	管理課 土木課
○大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会と連携して、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する。	・河川はん濫に対する対策を推進する。 竜田川河川改修（生駒工区、小瀬工区、菜畑工区） 富雄川樹木伐採・土砂掘削 山田川河川改修	県
○水害に備えたまちづくりの規制誘導を図る。	・萩の台駅付近において、災害に配慮したまちづくりについて規制誘導等の方策を検討する。	都市計画課

1-2 異常気象等による急激な浸水の発生		
推進方針	具体的施策	担当部署
○災害時における避難のために交通安全対策の必要がある路線の整備や通学路の安全対策を実施する。	・災害時における避難のために交通安全対策の必要がある路線の整備や通学路の安全対策を実施する。(再掲) - 元町菜畑線ほか - 谷田小明線 - 鹿畑清水線ほか	土木課
1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生		
推進方針	具体的施策	担当部署
○土砂災害ハザードマップを作成し、周知する。	・ハザードマップに土砂災害警戒区域等の情報を掲載し、市民に周知するとともに、土砂災害危険箇所等に関する情報を市ホームページに掲載する。	防災安全課
	・土砂災害リスクの周知を図る。	防災安全課 事業計画課
○土砂災害警戒区域等の確認と住民への連絡体制を確立する。	・土砂災害特別警戒区域等災害の発生の恐れのある区域の土地利用の規制・誘導。	都市計画課
	・高齢者等の緊急時の支援対策を行うとともに、緊急時に対応できるよう、避難行動要支援者名簿の定期的な更新を行い、同意のあった要支援者の情報を自治会、自主防災組織、民生児童委員と平常時から共有し支援体制の継続を図る。	福祉政策課 障がい福祉課
	・県と協力して土砂災害対策に取り組む。	事業計画課 防災安全課
	・土砂災害の警戒避難体制の整備を図る。	防災安全課 事業計画課 管理課 土木課 営繕課
	・総合防災訓練の実施を図る。	防災安全課
○県とともに土砂災害危険箇所の対策を促進する。	・土砂災害危険箇所の対策を促進するため、以下の整備を進める。 (砂防事業) 門鶴川、モチ川、神田川、薬師堂川 (急傾斜地崩壊対策事業) 谷田町地区 (地すべり対策事業) 鹿畑町地区 (総合流域防災事業) 大和川園域	県
	・県と協力して土砂災害対策に取り組む。(再掲)	事業計画課 防災安全課
○土砂災害警戒区域等内にある避難所の取扱いの検討をする。	・土砂災害特別警戒区域等災害の発生の恐れのある区域の土地利用の規制・誘導。(再掲)	都市計画課

1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生		
推進方針	具体的施策	担当部署
○「自らの命は自らが守る」意識の徹底、正しい避難行動を周知する。	・住民一人ひとりが日頃から災害に関する知識を習得し、備えるために防災知識の普及啓発や防災教育、防災訓練等を継続して実施する。	防災安全課
	・地域福祉活動が効果的に機能するよう、他の関係機関と役割を分担しながら、連携強化を図る。	福祉政策課 地域包括ケア推進課 生涯学習課
	・災害時に備えて防災拠点施設の役割、場所の周知を図る。	防災安全課
	・事業所等に対して、商工会議所と連携し、地域防災活動に参加するよう促す。(再掲)	商工観光課
	・市民や事業所の防火意識高揚及び火災の初期対応力の向上を図る。	予防課 消防署
	・新たな基準に合った避難所・緊急避難場所表示の更新と路上の誘導サインの表示の設置を進める。	防災安全課
○避難所での良好な生活環境の確保に努める。	・土砂災害警戒区域や浸水想定区域に立地する要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の策定と施設利用者の安全確保のための体制の整備を促進する。	防災安全課他
	・指定緊急避難場所、指定避難所、防災拠点、受入拠点の指定・整備を図る。	防災安全課
○全国瞬時情報システム(Jアラート)や生駒市防災行政 MCA 無線(同報系、移動系)の維持管理及び拡充に努める。	・全国瞬時警報システム(Jアラート)や奈良県防災行政通信ネットワーク、生駒市防災行政 MCA 無線(同報系、移動系)の定期点検及び聴取困難の改善を図る。	防災安全課
	・情報通信体制の充実・強化を図る。	防災安全課 防災関係機関
	・情報通信機器の整備・点検に努める。	総務課 防災安全課 消防本部総務課
	・情報通信手段の多重化・多様化等に努める。	防災安全課
○緊急速報メール(エリアメール)による情報伝達を実施する。	・登録制メール、市ホームページ、SNS(ツイッター)による情報伝達手段を市民に周知・登録を促進し、緊急速報メール(エリアメール)については瞬時に対応できるよう構築する。	防災安全課
	・在住外国人の安全・安心を確保するため、官公庁監修の災害時情報提供アプリ「Safety tips」や多言語対応アプリ「カタログポケット」等の周知を行い、外国人向けの災害情報の伝達体制を検討する。	防災安全課
	・情報通信体制の充実・強化を図る。	防災安全課 防災関係機関
	・情報通信機器の整備・点検に努める。	防災安全課 防災関係機関
	・情報通信手段の多重化・多様化等に努める。	防災安全課
	・市民が必要とする情報を入手できるよう、情報媒体の登録の促進に努める。	広報広聴課

1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生		
推進方針	具体的施策	担当部署
○自主防災組織を主体とした訓練を実施する。(避難行動訓練、避難所運営訓練等)	・住民一人ひとりが日頃から災害に関する知識を習得し、備えるために防災知識の普及啓発や防災教育、防災訓練等を継続して実施する。	防災安全課
	・自治会・自主防災組織を対象とした住民参加型の防災訓練を実施するとともに、地域の防災リーダーとの交流を推進しながら、自主防災組織が主催する訓練が実施されるよう支援する。	防災安全課
	・避難行動要支援者名簿の定期的な更新を行い、同意のあった要支援者の情報を自治会、自主防災組織、民生児童委員と平常時から共有し支援体制を継続する。	福祉政策課 防災安全課
	・土砂災害警戒区域や浸水想定区域に立地する要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の策定と施設利用者の安全確保のための体制の整備を促進する。	防災安全課他
	・社会福祉施設において災害対応マニュアルの作成や避難訓練の実施等について指定管理者に対する確認を図る。(再掲)	福祉政策課 障がい福祉課 社会福祉施設
	・高齢者等の緊急時の支援対策を行うとともに、緊急時に対応できるよう、避難行動要支援者名簿の定期的な更新を行い、同意のあった要支援者の情報を自治会、自主防災組織、民生児童委員と平常時から共有し支援体制の継続を図る。	福祉政策課 障がい福祉課
	・総合防災訓練の実施を図る。	防災安全課
	・自主防災会の訓練の実施。	自主防災会
	・災害応急体制の整備を図る。	防災安全課 人事課
	・地域ごとの災害性を認識し、その対策を確認できる防災訓練や防災講座を実施する。	防災安全課 事業計画課

1-5 防災の中核機能の麻痺低下により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態		
推進方針	具体的施策	担当部署
○本庁及び消防庁舎の自家発電設備の強化整備を図る。	・消防庁舎の自家発電設備の改修、給油ユニットポンプの増設を実施し、改修後も日常点検、法令点検を実施し設備の長寿化を図る。	消防本部総務課
	・本庁舎の自家発電設備を改修し、適正に管理する。	総務課
○情報伝達手段の多重化を推進する。	・全国瞬時警報システム（J アラート）や奈良県防災行政通信ネットワーク、生駒市防災行政 MCA 無線（同報系、移動系）の定期点検を実施する。	防災安全課
	・登録制メール、市ホームページ、SNS（ツイッター）による情報伝達手段を市民に周知・登録を促進し、緊急速報メール（エリアメール）については瞬時に対応できるよう構築する。	防災安全課
	・高齢者等の緊急時の支援対策を行うとともに、緊急時に対応できるよう、避難行動要支援者名簿の定期的な更新を行い、同意のあった要支援者の情報を自治会、自主防災組織、民生児童委員と平常時から共有し支援体制の継続を図る。	福祉政策課 障がい福祉課
	・災害応急体制の整備を図る。	防災安全課 人事課
	・情報通信機器の整備・点検に努める。	防災安全課 防災関係機関
	・災害時に備えて防災拠点施設の役割、場所の周知を図る。	防災安全課
	・登録制メール、市ホームページ、SNS（ツイッター）による情報伝達手段を市民に周知・登録を促進し、緊急速報メール（エリアメール）については瞬時に対応できるよう構築する。	防災安全課
○提供手段の多様化を推進する。	・総合防災訓練の実施を図る。	防災安全課
	・地域の特性を踏まえ、避難所・緊急避難場所を中心とした複数の地域が合同で行う訓練を実施する。	防災安全課 地域コミュニティ推進課

2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施		
2-1 被災地への食料、飲料水等生命に関わる物資の長期停止		
推進方針	具体的施策	担当部署
○住民に災害発生後 1 週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する	・ 1 週間分の非常用食用の自発的な備蓄を促進する。	防災安全課
	・ 災害発生に備え、物資の備蓄を図る。	防災安全課 市民
	・ 災害発生時に備えて 1 人 1 日 3 リットルの飲料水を 3 日分用意するように市民に対して啓発する。	上下水道部総務課
○非常食及び飲料水の備蓄を進める。	・ 帰宅困難者が発生した場合、交通機関、観光機関、民間事業者等においては、その施設や事業所内に利用者、従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する。	防災安全課
	・ 計画的な現物備蓄及び流通備蓄の実施により、食料・飲料水、生活必需品等、必要となる物資を確保するとともに、備蓄食料や水を定期的に更新する。	防災安全課
	・ 他市町村からの支援や・ボランティア等の受け入れと協力体制を整え、効率的な受援体制の整備を図る。	防災安全課
	・ 緊急遮断弁、緊急用給水設備の整備及び維持管理に努める。	工務課
	・ 緊急耐震貯水槽の維持管理に努める。	工務課
○物資支援に係る協定の拡充を図る。	・ 家庭や企業による自主備蓄や市による備蓄物資の不足に備えて、企業等との救援物資供給協定による流通備蓄の拡充を図る。	防災安全課
	・ 緊急輸送道路の整備を促進する。 国道 168 号（小平尾バイパス） 大阪生駒線（辻町 IC）	県
	・ 緊急輸送道路に接続する国道、県道の整備を促進するとともに市道の整備を推進する。 国道 163 号（清滝生駒道路）【国】 大阪枚岡奈良線（月見工区）【県】 谷田小明線【市】 北田原中学校線【市】	県 土木課 事業計画課
	・ 緊急輸送道路上等にある橋梁の耐震化を推進する。 壱分乙田線ほか	土木課
	・ 調達体制の整備を図る。	防災安全課

2-2 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		
推進方針	具体的施策	担当部署
○疫病・感染症の発生、まん延を防止するため、衛生・防疫体制の確立・強化を示した「避難所運営マニュアル」を策定し、周知する。	・ 避難所運営の指針となる「避難所運営マニュアル」に基づき、平常時から衛生・防疫体制を整える。	防災安全課
	・ 高齢者等の緊急時の支援対策を行うとともに、緊急時に対応できるよう、避難行動要支援者名簿の定期的な更新を行い、同意のあった要支援者の情報を自治会、自主防災組織、民生児童委員と平常時から共有し支援体制の継続を図る。	福祉政策課 障がい福祉課

2-2 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		
推進方針	具体的施策	担当部署
○避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。	・仮設トイレや簡易トイレ等の計画的な備蓄を実施するとともに、民間事業者等との仮設トイレ等の設置運搬に係る協定締結に基づき連携を強化する。	防災安全課 環境保全課
○自主防災組織の資機材の充実や研修、訓練による体制を強化する。	・災害発生時に地域で対応できる体制を整えるため、平常時から自主防災組織の育成を図り、危険個所や避難行動要支援者等の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得、地域防災力の向上を図る。	防災安全課
	・避難所となる公共施設に災害用備蓄倉庫の設置を進める。	防災安全課
○各医療機関や医師会等各種団体と合同訓練が実施できるよう努める。	・地元医師会をはじめ地域の医療機関や介護事業所との連携・協力のもと、医療・介護従事者を対象とした多職種連携研修や市民に対する普及啓発を推進する。	地域医療課 地域包括ケア推進課 介護保険課

2-3 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生		
推進方針	具体的施策	担当部署
○住民に災害発生後1週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。(再掲)	・1週間分の非常用食料の自発的な備蓄を推進する。	防災安全課
	・災害発生に備え、物資の備蓄を図る。	防災安全課 市民
○非常食及び飲料水の備蓄を進める。(再掲)	・計画的な現物備蓄及び流通備蓄の実施により、食料・飲料水、生活必需品等、必要となる物資を確保するとともに、備蓄食料や水の定期的な更新を行う。	防災安全課
○災害時応援協定の拡充を図る。	・自治体、各種団体、民間事業者等との間で災害時の応援について協定を締結し、災害発生時の応急対応や食料・飲料水等の確保など、災害対応力の強化を図る。	防災安全課
○国、県とともに国道及び県道の整備を促進する。	・緊急輸送道路の整備を促進する。 国道168号(小平尾バイパス) 大阪生駒線(辻町IC)	県
	・緊急輸送道路に接続する国道、県道の整備を促進するとともに市道の整備を推進する。 国道163号(清滝生駒道路)【国】 大阪枚岡奈良線(月見工区)【県】 谷田小明線【市】 北田原中学校線【市】	県 土木課 事業計画課
	・緊急輸送道路上等にある橋梁の耐震化を推進する。 壱分乙田線ほか	土木課
○市道を拡幅するなど の整備を促進する。	・緊急輸送道路に接続する国道、県道の整備を促進するとともに市道の整備を推進する。 国道163号(清滝生駒道路)【国】 大阪枚岡奈良線(月見工区)【県】 谷田小明線【市】 北田原中学校線【市】	県 土木課 事業計画課

2-3 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生		
推進方針	具体的施策	担当部署
○孤立の可能性がある地域等を対象に通信訓練を実施する。	・奈良県が実施している孤立可能性集落対策としての災害活動用緊急ヘリポートの把握に協力する。	
○ヘリポートの適正な維持管理を進める。	・災害活動緊急ヘリポートの適切な維持管理を行う。	各施設管理者
○高齢者等の緊急時の支援対策を行うとともに、緊急時に対応できるよう、地域や関係機関との連携により支援体制の整備を進める。	・地域福祉活動が効果的に機能するよう、他の関係機関と役割を分担しながら、連携強化を図る。	福祉政策課 地域包括ケア推進課 生涯学習課

2-4 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの長期間の寸断		
推進方針	具体的施策	担当部署
○災害の規模や被災地ニーズに応じて支援が円滑に行われるよう国・県の指針に基づく具体的な方策を講ずる。	・災害発生に備え、物資の備蓄を図る。	防災安全課 市民
	・奈良市・生駒市消防指令センターとの円滑な活動連携並びに出動計画の見直しを図る。	警防課
	・多様化していく緊急通報手段と消防指令システムとの結合を視野に入れ、更新整備を進める。	警防課
○消防組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。	・全消防団員を対象とした普通救命講習の継続的受講を促すとともに、消防活動では年1回以上、署団合同訓練を実施する。	消防本部総務課 警防課 消防署
	・救急搬送データをもとに、病病連携の強化をはじめとする救急医療の充実を図る。	地域医療課
○自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。	・災害発生時に地域で対応できる体制を整えるため、平常時から自主防災組織の育成や消防団の充実・強化を図り、危険箇所や避難行動要支援者等の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得、地域防災力の向上を図る。	防災安全課 消防本部総務課 消防署
○各自主防災組織において、定期的な防災訓練を実施する。	・災害発生時に地域で対応できる体制を整えるため、平常時から自主防災組織の育成や消防団の充実・強化を図り、危険箇所や避難行動要支援者等の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得、地域防災力の向上を図る。	防災安全課 消防本部総務課 消防署
○防災・減災に関する活動リーダーの育成や防災講習等を実施する。	・災害発生時に地域で対応できる体制を整えるため、平常時から自主防災組織の育成や消防団の充実・強化を図り、危険箇所や避難行動要支援者等の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得、地域防災力の向上を図る。	防災安全課 消防本部総務課 消防署
○学校、保健所等において防災研修や訓練を実施する。	・災害発生時に地域で対応できる体制を整えるため、平常時から自主防災組織の育成や消防団の充実・強化を図り、危険箇所や避難行動要支援者等の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得、地域防災力の向上を図る。	防災安全課 消防本部総務課

2-4 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルート の長期間の寸断		
推進方針	具体的施策	担当部署
○自衛隊、警察、消防 等と合同訓練が実施 できるよう努める。	・防災訓練等への警察・消防等の防災関係機関に参加協 力を促進するなど「顔の見える関係」を構築し、連携 体制を強化する。	防災安全課
	・災害医療情報の収集伝達体制の整備を図る。	地域医療課 市立病院
	・総合防災訓練の実施を図る。	防災安全課
	・府県を越えた隣接消防本部との相互応援協定の強化と 合同訓練実施による迅速な活動連携を図る。	警防課 消防署
○事業所等に対して、 地域防災活動に参加 するよう促す。	・事業所等に対して、商工会議所と連携し、地域防災活 動に参加するよう促す（再掲）	商工観光課

2-5 医療施設および関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶		
推進方針	具体的施策	担当部署
○国、県とともに国道 及び県道の整備を促 進する。（再掲）	・緊急輸送道路の整備を促進する。 国道 168 号（小平尾バイパス） 大阪生駒線（辻町 IC）	県
	・緊急車両等の通行を容易にし、救助・救急、医療活動ル ートとなる道路整備を推進する。 国道 163 号（清滝生駒道路）【国】 大阪枚岡奈良線（月見工区）【県】 谷田小明線【市】 北田原中学校線【市】	県 土木課 事業計画課
	・緊急輸送道路上等にある橋梁の耐震化を推進する。 壱分乙田線ほか	土木課
○市道を拡幅するなど の整備を促進する。 （再掲）	・緊急輸送道路の整備を促進する。 国道 168 号（小平尾バイパス） 大阪生駒線（辻町 IC）	県
	・緊急車両等の通行を容易にし、救助・救急、医療活動ル ートとなる道路整備を推進する。 国道 163 号（清滝生駒道路）【国】 大阪枚岡奈良線（月見工区）【県】 谷田小明線【市】 北田原中学校線【市】	県 土木課 事業計画課
	・緊急輸送道路上等にある橋梁の耐震化を推進する。 壱分乙田線ほか	土木課
○長期寿命化計画に基 づきトンネル及び橋 梁の改修を図る。	・既存のインフラ施設の継続的な保全・更新を図る。	各施設管理課
○ヘリポートの適正な 維持管理を進める	・災害活動用緊急ヘリポートの適切な維持管理を行う。	各施設管理課
	・奈良県が実施している孤立可能性集落対策としての災 害活動用緊急ヘリポートの把握に協力する。	市

2-5 医療施設および関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶		
推進方針	具体的施策	担当部署
○各医療機関や医師会等各種団体と協定の締結に努める。	・医薬品、医療器具等医療救護活動に必要な物資等を確保するため、医師会・薬剤師会等関係機関と協力し、物資調達体制の整備を図る。	地域医療課
	・医療救護活動に従事する医師等、又は医薬品・医療器具が不足する場合に備え、県日本赤十字社等関係機関と連携し、応援要請体制の整備を図る。	地域医療課
○各医療機関や医師会等各種団体と合同訓練が実施できるよう努める。	・協定を締結した医師会、歯科医師会、薬剤師会と防災訓練・図上訓練等を通じて、継続的な連携協力体制を構築する。	地域医療課
	・医療関係機関と連携し、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動を実施するため、初期医療体制及び生駒市立病院を始めとする市内救護病院の後方医療体制の整備充実を図る。	地域医療課
	・地元医師会をはじめ地域の医療機関や介護事業所との連携・協力のもと、医療・介護従事者を対象とした多職種連携研修や市民に対する普及啓発を推進する。	地域医療課 地域包括ケア推進課 介護保険課

2-6 避難所における疫病と感染症の大規模発生		
推進方針	具体的施策	担当部署
○疫病・感染症の発生、まん延を防止するため、衛生・防疫体制の確立・強化を示した「避難所運営マニュアル」を策定し、周知する。	・避難所運営の指針となる「避難所運営マニュアル」に基づき、平常時から衛生・防疫体制を整える。	防災安全課
	・高齢者等の緊急時の支援対策を行うとともに、緊急時に対応できるよう、避難行動要支援者名簿の定期的な更新を行い、同意のあった要支援者の情報を自治会、自主防災組織、民生児童委員と平常時から共有し支援体制の継続を図る。	福祉政策課 障がい福祉課
○避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。	・仮設トイレや簡易トイレ等の計画的な備蓄を実施するとともに、民間事業者等との仮設トイレ等の設置運搬に係る協定締結に基づき連携を強化する。	防災安全課 環境保全課
○自主防災組織の資機材の充実や研修、訓練による体制を強化する。(再掲)	・災害発生時に地域で対応できる体制を整えるため、平常時から自主防災組織の育成を図り、危険箇所や避難行動要支援者等の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得、地域防災力の向上を図る。	防災安全課
	・避難所となる公共施設に災害用備蓄倉庫の設置を進める。	防災安全課

3 市民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持		
3-1 市職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全		
推進方針	具体的施策	担当部署
○毎年、職員訓練を実施し、危機管理体制の強化を図る。	・市職員を対象とする防災研修を実施するなど、平常時から危機管理意識の周知を図る。	防災安全課
○本庁及び消防庁舎の自家発電設備の強化整備を図る。(再掲)	・消防庁舎の自家発電設備を改修し、適正に管理する。	消防本部総務課
	・本庁舎の自家発電設備を改修し、適正に管理する。	総務課
	・太陽光発電などの再エネの導入促進を図る。	SDGs 推進課 各施設管理課
○職員訓練を通じて地域防災計画、業務継続計画等を実用的なものに見直す。	・業務継続計画（BCP）等に基づき、職員を対象とした図上訓練や参集職員を継続的に実施し、訓練内容を踏まえて各種計画の見直しを図る。	防災安全課
○業務システムのクラウド化と緊急通信回線の確保を図る。	・災害に強い基盤構築のための自治体クラウドの整備を図る。	デジタル推進課
○災害発生後であっても必要な業務データは定期的にバックアップしておく。	・緊急時証明発行システムの整備を図る。	防災安全課
	・災害応急体制の整備を図る。	防災安全課 人事課
○重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し、適正に管理する。	・避難所の非常用電源として太陽光・畜エネシステムを導入する。	SDGs 推進課
○非常用電源を確保する。	・避難所の非常用電源として太陽光・畜エネシステムを導入する。	SDGs 推進課
	・市域に分散型エネルギー源を導入し、災害時におけるエネルギーを確保する。	SDGs 推進課

3-2 被災による治安の悪化		
推進方針	具体的施策	担当部署
○警察等と合同訓練が実施できるよう努める。	・防災訓練等への警察・消防等の防災関係機関に参加協力を促進するなど、「顔の見える関係」を構築し、連携体制を強化する。	防災安全課
○平常時より、各地域におけるコミュニティ活動の活性化を促し、相互扶助の意識醸成に取り組む。	・防災訓練等への警察・消防等の防災関係機関に参加協力を促進するなど、「顔の見える関係」を構築し、連携体制を強化する。	防災安全課
	・各地域の「支え合い活動」が活発となるよう関係団体を支援する。	地域コミュニティ推進課
○各自主防災組織が訓練を実施するように努め、併せて防犯意識も高める。	・犯罪が起きにくい環境づくりのため、自治会による防犯カメラの設置に対する補助事業を通じて犯罪の未然防止を図る。	防災安全課
	・防犯協議会をはじめとした関係機関・団体と連携した取組を行い、平常時から防犯意識の高揚を図る。	防災安全課
	・地域による防犯パトロール等の防犯活動を促進支援。	防災安全課
○県、市が実施する訓練等を通じ、地域の防災リーダーを育成する	・防災訓練や研修の情報を自主防災組織への通知や SNS を活用して案内し、地域の防災リーダーの育成に繋げる。	防災安全課
	・奈良県自主防犯・防災リーダー研修（防災士養成講座）を積極的に活用し、地域の防災リーダーを育成する。	防災安全課

3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊		
推進方針	具体的施策	担当部署
○災害発生後も事業者等が生産活動を早期に再開できるよう、主要幹線道路(国道、県道、市道)の整備を進める。	・主要幹線道路の整備を促進するとともに、企業へのアクセスルートとなる道路の整備を推進する。 国道 168 号（小平尾バイパス）【県】 大阪生駒線（辻町 IC）【県】 大阪枚岡奈良線（月見工区）【県】 国道 163 号（清滝生駒道路）【国】 北田原中学校線【市】	県 土木課 事業計画課
○耐震化計画に基づき橋梁の耐震化を図る。	・橋梁の耐震化を図る。 市道の橋梁耐震補強(壱分乙田線ほか)	土木課
○地域のまちづくり事業の展開により地域間の強いつながりを構築する。		
○事業所等に対し事業継続計画を策定するよう、周知する。	・事業所等に対して、商工会議所と連携し、事業継続計画（BCP）を策定するよう周知を図る。	商工観光課

※推進方針が定められており具体的施策がない項目については、次回見直し時には具体的施策の設定を行います。

3-4 食料等の安定供給の停滞		
推進方針	具体的施策	担当部署
○緊急輸送ルート確保のため、緊急輸送道路及びこれに接続する県道、市道の強化と整備を促進する。	・緊急輸送道路の整備を促進する。 国道 168 号（小平尾バイパス） 大阪生駒線（辻町 IC）	県
	・緊急車両等の通行を容易にし、救助・救急、医療活動ルートとなる道路整備を推進する。 国道 163 号（清滝生駒道路）【国】 大阪枚岡奈良線（月見工区）【県】 谷田小明線【市】 北田原中学校線【市】	県 土木課 事業計画課
	・緊急輸送道路上等にある橋梁の耐震化を推進する。 壱分乙田線ほか	土木課
○食料等物資提供の協定の締結に努める。	・計画的な現物備蓄及び流通備蓄の実施により、食料・飲料水、生活必需品等、必要となる物資を確保するとともに、備蓄食料や水の定期的な更新を行う。	防災安全課
	・自治体、各種団体、民間事業者等との間で災害時の相互応援について協定を締結し、災害発生時の応急対応や食料・飲料水等の確保など、災害対応力の強化を図る。	防災安全課
	・調達体制の整備を図る。	防災安全課
	・相互応援協定を結んでいる日本水道協会奈良支部及び奈良県との給水体制整備の充実に努める。	上下水道部総務課
	・水道水の相互融通の協定を結んでいる北和四市（奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市）、四條畷市との給水体制整備の充実に努める。	上下水道部総務課
	・学校給食用物資納入登録業者と災害時の食材供給の協力についての協定を締結し、給食センターが行う被災住民等に対する炊き出しに必要な食材等の確保を図る。	学校給食センター
○物資輸送等に係る協定の締結に努める。	・自治体、各種団体、民間事業者等との間で災害時の相互応援について協定を締結し、災害発生時の応急対応や食料・飲料水等の確保など、災害対応力の強化を図る。（再掲）	防災安全課
○ヘリポートの適正な維持管理を進める	・災害活動用緊急ヘリポートの適切な維持管理を行う。	各施設管理者
	・奈良県が実施している孤立可能性集落対策としての災害活動用緊急ヘリポートの把握に協力する。	
○食料等の安定供給に備え、物資の備蓄・整備を図る。	・計画的な現物備蓄及び流通備蓄の実施により、食料・飲料水、生活必需品等、必要となる物資を確保するとともに、備蓄食料や水の定期的な更新を行う。	防災安全課
○他事業体や協力業者と応援体制を構築する。	・自治体、各種団体、民間事業者等との間で災害時の応援について協定を締結し、災害発生時の応急対応や食料・飲料水等の確保など、災害対応力の強化を図る。	防災安全課
○マニュアル等の見直しを行い、実践的な図上訓練を通して円滑に対応できる人材を育成する。	・緊急時、円滑に活動できるよう、マニュアルや業務継続計画の見直しを行い、実践的な図上訓練や現場での訓練を通して円滑に対応できる人材を育成する。	防災安全課 上下水道部総務課
○事業所等に対して、必要な水、食料等の備蓄に努めるよう促す。	・事業所等に対して、商工会議所と連携し、事業所防災計画等において従業員の施設内待機に係る計画を定め、従業員にその内容を周知するとともに、施設内待機のために必要な水、食料等の備蓄に努めるよう促す。	商工観光課

4 ライフラインの確保		
4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止		
推進方針	具体的施策	担当部署
○重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し、適正に管理する。(再掲)	・避難所の非常用電源として、太陽光・蓄エネシステムを導入する。	SDGs 推進課
	・市域に分散型エネルギー源を導入し、災害時におけるエネルギーを確保する。	SDGs 推進課
○小型発電機を整備し、適正に管理する。	・避難所の非常用電源として、太陽光・蓄エネシステムを導入する。	SDGs 推進課
	・市域に分散型エネルギー源を導入し、災害時におけるエネルギーを確保する。	SDGs 推進課
○専用通信回線の遮断に備え、携帯電話回線等により通信の確保ができるよう、機材を整備するとともに訓練により備える。	・奈良県防災行政通信ネットワーク及び生駒市移動系防災行政無線の維持管理を行い、専用通信回線遮断時の情報伝達手段の確保を行う。	防災安全課
	・災害医療情報の収集伝達体制の整備に努める。	地域医療課 市立病院
	・情報通信体制の整備充実・強化に努める。	防災安全課 防災関係機関
○本庁舎及び消防庁舎の自家発電設備の強化整備を図る。(再掲)	・消防庁舎の自家発電設備を改修し、適正に管理する。	消防本部総務課
	・本庁舎の自家発電設備を改修し、適正に管理する。	総務課
	・太陽光発電などの再エネの導入促進を図る。	SDGs 推進課 各施設管理課
○情報伝達手段の多重化を推進する。	・高齢者等の緊急時の支援対策を行うとともに、緊急時に対応できるよう、避難行動要支援者名簿の定期的な更新を行い、同意のあった要支援者の情報を自治会、自主防災組織、民生児童委員と平常時から共有し支援体制の継続を図る。	福祉政策課 障がい福祉課
	・いこま市民パワー株式会社を核としたエネルギーの地産地消の仕組みづくりに努める。	SDGs 推進課

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断塔や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要者に届かない事態		
推進方針	具体的施策	担当部署
○全国瞬時警報システム(Jアラート)の適正な運用管理を行う。	・全国瞬時警報システム(Jアラート)及び生駒市同報系防災行政無線の維持管理を行い、発災時の市民への情報伝達に活用する。	防災安全課
	・情報通信体制の整備充実・強化を図る。	防災安全課 防災関係機関
○防災行政無線について、緊急時でも48時間を目安として、住民に情報が伝達できるように適正に管理する。	・高齢者等の緊急時の支援対策を行うとともに、緊急時に対応できるよう、避難行動要支援者名簿の定期的な更新を行い、同意のあった要支援者の情報を自治会、自主防災組織、民生児童委員と平常時から共有し支援体制の継続を図る。	福祉政策課 障がい福祉課

4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止		
推進方針	具体的施策	担当部署
○道路付帯施設（電気、通信等）の早期復旧のため、迅速に道路啓開が可能なよう道路（国道、県道、市道）の整備を促進する。	・緊急輸送道路の整備を促進する。 国道 168 号（小平尾バイパス） 大阪生駒線（辻町 IC）	県
	・緊急車両等の通行を容易にし、救助・救急、医療活動ルートとなる道路整備を推進する。 国道 163 号（清滝生駒道路）【国】 大阪枚岡奈良線（月見工区）【県】 谷田小明線【市】 北田原中学校線【市】	県 土木課 事業計画課
	・緊急輸送道路上等にある橋梁の耐震化を推進する。 壱分乙田線ほか	土木課
○上水道施設の耐震化を進める。	・水道施設の耐震化を実施する。	浄水場
	・管路の更新（耐震化）を実施する。	工務課
○事務所等に対して事業継続計画を策定するよう、周知する。（再掲）	・事業所等に対して、商工会議所と連携し、事業継続計画（BCP）を策定するよう周知を図る。	商工観光課

4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止		
推進方針	具体的施策	担当部署
○重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し、適正に管理する。（再掲）	・避難所の非常用電源として、太陽光・蓄エネシステムを導入する。	SDGs 推進課
	・市域に分散型エネルギー源を導入し、災害時におけるエネルギーを確保する。	SDGs 推進課
○小型発電機を整備し、適正に管理する。（再掲）	・避難所の非常用電源として、太陽光・蓄エネシステムを導入する。	SDGs 推進課
	・市域に分散型エネルギー源を導入し、災害時におけるエネルギーを確保する。	SDGs 推進課
○本庁舎及び消防庁舎の自家発電設備の強化整備を図る。（再掲）	・消防庁舎の自家発電設備を改修し、適正に管理する。	消防本部総務課
	・本庁舎の自家発電設備を改修し、適正に管理する。	総務課
	・太陽光発電などの再エネの導入促進を図る。	SDGs 推進課 各施設管理課
○ライフライン関係事業者等との協定の締結に努める。	・奈良県と奈良県 LP ガス協会との「災害時における LP ガスの優先供給に関する協定」の対象となる拠点避難施設の把握に協力し、災害時の LP ガス等の供給継続を図る。	防災安全課
	・「災害時等における LP ガス等の供給に関する協定書」を締結している奈良県 LP ガス協会生駒支部と定期的に連絡体制、連絡方法等について協議し、相互確認を図る。	防災安全課
	・「災害時等における燃料供給等に関する協定書」を締結している奈良県石油商業組合生駒支部と定期的に連絡体制や連絡方法、対象施設、供給体制等について協議し、相互確認を図る。	防災安全課
	・情報通信体制の整備充実・強化を図る。	防災安全課 防災関係機関

4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止		
推進方針	具体的施策	担当部署
○上水道施設の耐震化を進める。(再掲)	・管路の更新(耐震化)を実施する。	工務課
	・水道施設の耐震化を実施する。	浄水場
○自家用発電機設備等の整備及び適正管理に努める。	・自家用発電機設備等の更新及び水道施設(配水場等)への新たな設置を行う。	浄水場
○水道用復旧資機材を備蓄する。	・水道用復旧資機材を備蓄するため、資機材の台帳整理(保有状況の把握)を行う。	工務課
	・水道用復旧資機材を備蓄し、保有状況及び維持管理に努める。	工務課

4-6 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止		
推進方針	具体的施策	担当部署
○避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。(再掲)	・避難人数を把握するなど、避難所等に必要な仮設トイレを確保する。	防災安全課
	・仮設トイレが不足する場合は、県に支援を要請し、必要に応じて他自治体、関係団体に依頼し、必要数を確保のうえ、優先順位に配慮して設置を行う。	防災安全課
○清掃・衛生関係組合等との協定の締結に努める。	・し尿の収集運搬車両の必要数を把握し、し尿の収集・処理体制を確保する。	防災安全課 環境保全課
	・生活排水処理施設の被災情報や避難所数を把握のうえ、優先順位を踏まえて仮設トイレを配置し、あわせて計画的な収集体制を整備する。	防災安全課 環境保全課
○污水处理施設等の老朽化対策、耐震化等を進める。	・下水処理施設の耐震診断を実施する。	竜田川浄化センター
	・流域下水施設の老朽化対策や耐震化を推進する。	県
	・ストックマネジメント計画に基づく管路・処理場等施設の老朽化対策及び重要な施設の耐震化を実施する。	下水道課
	・公共下水道の事業計画区域外等において、生活排水を適正に処理し、健全な水環境を確保するとともに災害に強い構造で、被災しても復旧が早い合併処理浄化槽の整備に対して支援を行う。	下水道課

4-7 交通ネットワークが分断する事態		
推進方針	具体的施策	担当部署
○国、県とともに国道及び県道の整備を促進する。(再掲)	・道路管理者、警察及び交通事業者との災害時の連絡体制を整備する。	国・県・管理課
	・道路インフラの長寿命化を図るための補修工事を実施。	国・県
○市道を拡幅するなどの整備を促進する。(再掲)	・道路インフラの長寿命化を図るための補修工事を実施。	管理課
○道路の分断において、代替ルート確保の検討、バス事業者等の関係機関との連携強化を図る。	・主要幹線道路の整備を促進するとともに、路線バスルートである道路の整備を推進する。 国道 168 号（小平尾バイパス）【県】 大阪生駒線（辻町 IC）【県】 大阪枚岡奈良線（月見工区）【県】 国道 163 号（清滝生駒道路）【国】 北田原中学校線【市】	県 土木課 事業計画課
	・災害時の通勤等に伴う被害・混乱の発生の防止を促進。 (テレワーク、時差出勤、計画的休業等)	防災安全課 商工観光課
○リニア中央新幹線 三重・奈良ルートの早期全線整備を促進する。	・強靱な東西高速交通ルートを形成するため、リニア中央新幹線の早期全線整備を国及び J R 東海に働きかける。	都市計画課

5 二次災害の防止		
5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響		
推進方針	具体的施策	担当部署
○風評被害が拡散しないよう市内外に正確な情報を発信する体制を整備する。	・緊急速報メール（エリアメール）、登録制メール、市ホームページ、SNS（フェイスブック・ツイッター等）による市からの正確な情報伝達を行う。また、必要に応じて車両による広報を行う。	防災安全課

5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生		
推進方針	具体的施策	担当部署
○貯水池やため池の改修や点検に努める。	・特定農業用ため池の劣化状況や、修繕等工事の必要性について検討を行い、指定検討の実施を図る。	農林課
	・農業用ため池の改修を行う。 高山ため池	農林課
	・農業用ため池の機能保全計画を策定する。（高山ため池）	県
	・河川はん濫に対する対策を推進する。（再掲） 竜田川河川改修（生駒工区、小瀬工区、菜畑工区） 富雄川樹木伐採・土砂掘削 山田川河川改修	県
	・ため池整備事業の実施。	農林課
	・ため池適正管理の啓蒙・普及活動を図る。	農林課
○ため池ハザードマップを整備し、地域住民に周知する。	・農業用ため池ハザードマップにより、危険区域を市民に周知する。	農林課
	・ため池における災害応急体制の整備。	農林課

5-3 農地・森林等の荒廃による被害拡大		
推進方針	具体的施策	担当部署
○農地等が荒廃しないよう、集落を挙げて維持する。	・過疎化・高齢化等による農村地域の集落機能の低下により、農地が持つ多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、担い手への農地集積、市民等による遊休農地活用の推進、並びに地域が行う農業用施設の改修に係る補助等を活用して、農地の保全に取り組む。	農林課
	・農地や山林が荒廃しないよう、被害を与える鳥獣の対策に対し、支援を行う。	農林課
	・特定生産緑地制度を推進し、都市農地の保全を進め、都市と緑・農の共生したまちづくりを推進する。	都市計画課
○鳥獣害対策を適正に実施し、農地や山林が荒廃しないように努める。	・農地や山林が荒廃しないよう、被害を与える鳥獣の対策に対し、支援を行う。	農林課
○農業基盤の整備や農地の保全等を図るため、ため池や農道、水路等の農地用施設の改修を支援する。		

※推進方針が定められており具体的施策がない項目については、次回見直し時には具体的施策の設定を行います。

6 地域社会、経済の迅速な再建・回復		
6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
推進方針	具体的施策	担当部署
○「生駒市災害廃棄物処理計画」の定期的な見直しを行う。	・発生した災害廃棄物及びし尿は、市域内での処理を基本とするが、施設の被災状況や廃棄物量を勘案し、相互支援協定に基づき、県に支援を要請し、広域処理を行う。	環境保全課
	・災害の規模に応じ、県に応援要請し、民間団体等の支援を求める。	環境保全課
	・家屋の損壊数等の被害状況や浸水域の面積等から災害廃棄物等の発生状況を推計し、他市町村と事前に連携調整を行う。	環境保全課
○一般廃棄物処理事業者との協定締結を推進する。	・災害の規模に応じ、県に応援要請し、民間団体等の支援を求める。	環境保全課
○廃棄物エネルギー等、未利用エネルギーの有効活用を促進する。		

※推進方針が定められており具体的施策がない項目については、次回見直し時には具体的施策の設定を行います。

6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
推進方針	具体的施策	担当部署
○市に定住を希望する者に対し、支援を実施することにより、地域の担い手を確保し、持続ある地域コミュニティの形成を図る。	・奈良県自主防犯・防災リーダー研修（防災士養成講座）を積極的に活用し、地域の防災リーダーを育成する。（再掲）	防災安全課
	・住民の自治会活動への参加を推進し、活動を活性化するため、自治会等への加入促進を行う。	地域コミュニティ推進課
○要配慮者生活困窮者が気軽に相談できる相談支援事業の充実を図る。	・高齢者等の緊急時の支援対策を行うとともに、緊急時に対応できるよう、避難行動要支援者名簿の定期的な更新を行い、同意のあった要支援者の情報を自治会、自主防災組織、民生児童委員と平常時から共有し支援体制の継続を図る。	福祉政策課 障がい福祉課
○自主防災組織、老人会、地域サロン団体など、団体間交流を活性化し、地域コミュニティの結びつきを強くする。	・自治会・自主防災組織を対象とした住民参加型の防災訓練を実施するとともに、地域の防災リーダーとの交流を推進しながら、自主防災組織が主催する訓練が実施されるよう支援する。	防災安全課
	・公園施設において、老朽化に対する施設の安全対策の強化を図るため、「生駒市公園施設長寿命化計画」に基づき、都市公園の遊具、施設の撤去・更新を促進する。	みどり公園課
	・甚大な農業被害がもたらされた災害発生時に、農業用施設・機械の再建等の支援を行う。	農林課
	・これからの地域のあり方を考える機会の提供をはじめ、多様な主体が地域の課題解決のために取り組む市民自治協議会の立ち上げや活動を支援し、地域コミュニティを強化する。	地域コミュニティ推進課

6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
推進方針	具体的施策	担当部署
○各医療機関や医師会等各種団体と合同訓練が実施できるよう努める。	・地元医師会をはじめ地域の医療機関や介護事業所との連携・協力のもと、医療・介護従事者を対象とした多職種連携研修や市民に対する普及啓発を推進する。	地域医療課 地域包括ケア推進課 介護保険課

6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
推進方針	具体的施策	担当部署
○国、県とともに国道及び県道の整備を促進する。(再掲)	・緊急輸送道路の整備を促進する。 国道 168 号 (小平尾バイパス) 大阪生駒線 (辻町 IC)	県
	・緊急車両等の通行を容易にし、救助・救急、医療活動ルートとなる道路整備を推進する。 国道 163 号 (清滝生駒道路)【国】 大阪枚岡奈良線 (月見工区)【県】 谷田小明線【市】 北田原中学校線【市】	県 土木課 事業計画課
	・緊急輸送道路上等にある橋梁の耐震化を推進する。 壱分乙田線ほか	土木課
	・排水機能維持のため道路の舗装修繕を推進する。 県管理道路の舗装修繕 (国道 168 号ほか)	県
	・各種防災事業の円滑化や被災後の復旧・復興の迅速化を図るため、地籍調査事業 (国土調査) を実施する。(東菜畑一丁目他)	土木課
○市道を拡幅するなどの整備を促進する。(再掲)	・道路機能維持のため道路施設の維持管理を促進する。 市道の法面等の点検及び修繕 (奈良阪南田原線ほか) (管理課) 市道の法面对策 (奈良阪南田原線ほか) (管理課) 市道の舗装修繕 (芝庄田線ほか) (管理課) 市道の路面性状調査 市道の大型標識保全管理 (奈良阪南田原線ほか) (土木課)	管理課 土木課
○長期寿命化計画に基づきトンネル及び橋梁の改修を図る。(再掲)	・橋梁の長寿命化を推進する。 市道の橋梁点検 (市内全域) 市道の橋梁修繕 (市内全域) 県管理道路の橋梁修繕 (国道 168 号小瀬橋ほか 1 橋)	管理課
○交通関係業者、運送業者との協定の締結を図る。	・各種団体、民間事業者等との間で災害時の応援について協定を締結し、災害対応力の強化を図る。	防災安全課
○公共施設の災害予防を図る。		各施設管理課

※推進方針が定められており具体的施策がない項目については、次回見直し時には具体的施策の設定を行います。

(別紙3) 重点化すべき施策

1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施

1-1 地震による建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生

○住宅等の倒壊は、住人の命を奪うだけでなく、倒壊により道路を塞ぐなど避難や救助活動の妨げに繋がることから、耐震事業を広く周知するなど耐震化に努める。

- ・生涯学習施設の非構造部材の耐震化を実施する。【スポーツ振興課】
- ・市立体育施設内の体育館の非構造部材の耐震化を実施する。【スポーツ振興課】
- ・災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業、宅地耐震化促進事業、狭あい道路整備等促進事業等を促進する。【営繕課他】
- ・「生駒市営住宅長寿命化計画」に基づき、市営住宅の長寿命化を図る。【営繕課】

1-2 異常気象等による急激な浸水の発生

○洪水ハザードマップを作成し、周知する。

- ・ハザードマップに浸水想定区域等の情報を掲載し、市民に周知する。【防災安全課】

○洪水発生多発地域の確認と住民への連絡体制を確立する。

- ・高齢者等の緊急時の支援対策を行うとともに、緊急時に対応できるよう、避難行動要支援者名簿の定期的な更新を行い、同意のあった要支援者の情報を自治会、自主防災組織、民生児童委員と平常時から共有し支援体制の継続を図る。【福祉政策課、障がい福祉課】
- ・洪水警戒避難体制の整備に努める。【防災安全課、事業計画課、管理課、土木課、営繕課】
- ・事業所等に対して、商工会議所と連携し、地域防災活動に参加するよう促す。【商工観光課】

1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生

○土砂災害ハザードマップを作成し、周知する。

- ・ハザードマップに土砂災害警戒区域等の情報を掲載し、市民に周知するとともに、土砂災害危険箇所等に関する情報を市ホームページに掲載する。【防災安全課】

○土砂災害警戒区域等の確認と住民への連絡体制を確立する。

- ・土砂災害の警戒避難体制の整備を図る。【防災安全課、事業計画課、管理課、土木課、営繕課】

1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生

○「自らの命は自らが守る」意識の徹底、正しい避難行動を周知する。

- ・住民一人ひとりが日頃から災害に関する知識を習得し、備えるために防災知識の普及啓発や防災教育、防災訓練等を継続して実施する。【防災安全課】
- ・災害時に備えて防災拠点施設の役割、場所の周知を図る。【防災安全課】
- ・事業所等に対して、商工会議所と連携し、地域防災活動に参加するよう促す。（再掲）【企業等】

○避難所での良好な生活環境の確保に努める。

- ・指定緊急避難場所、指定避難所、防災拠点、受入拠点の指定・整備を図る。【防災安全課】

○全国瞬時情報システム（Jアラート）や生駒市防災行政 MCA 無線（同報系、移動系）の維持管理及び拡充に努める。

- ・全国瞬時警報システム（Jアラート）や奈良県防災行政通信ネットワーク、生駒市防災行政 MCA 無線（同報系、移動系）の定期点検及び聴取困難の改善を図る。【防災安全課】
- ・情報通信体制の充実・強化を図る。【防災安全課、防災関係機関】
- ・情報通信手段の多重化・多様化等に努める。【防災安全課】

○緊急速報メール（エリアメール）による情報伝達を実施する。

- ・登録制メール、市ホームページ、SNS（ツイッター）による情報伝達手段を市民に周知・登録を促進し、緊急速報メール（エリアメール）については瞬時に対応できるよう構築する。【防災安全課】

○自主防災組織を主体とした訓練を実施する。（避難行動訓練、避難所運営訓練等）

- ・住民一人ひとりが日頃から災害に関する知識を習得し、備えるために防災知識の普及啓発や防災教育、防災訓練等を継続して実施する。【防災安全課】
- ・避難行動要支援者名簿の定期的な更新を行い、同意のあった要支援者の情報を自治会、自主防災組織、民生児童委員と平常時から共有し支援体制を継続する。【福祉政策課、防災安全課】
- ・高齢者等の緊急時の支援対策を行うとともに、緊急時に対応できるよう、避難行動要支援者名簿の定期的な更新を行い、同意のあった要支援者の情報を自治会、自主防災組織、民生児童委員と平常時から共有し支援体制の継続を図る（再掲）【福祉政策課、障がい福祉課】

1-5 防災の中核機能の麻痺低下により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

○情報伝達手段の多重化を推進する。

- ・高齢者等の緊急時の支援対策を行うとともに、緊急時に対応できるよう、避難行動要支援者名簿の定期的な更新を行い、同意のあった要支援者の情報を自治会、自主防災組織、民生児童委員と平常時から共有し支援体制の継続を図る。（再掲）【福祉政策課、障がい福祉課】

2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

2-1 被災地への食料、飲料水等生命に関わる物資の長期停止

○住民に災害発生後1週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。

- ・災害発生に備え、物資の備蓄を図る。【防災安全課、市民】

○物資支援に係る協定の拡充を図る。

- ・家庭や企業による自主備蓄や市による備蓄物資の不足に備えて、企業等との救援物資供給協定による流通備蓄の拡充を図る。【防災安全課】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

○住民に災害発生後1週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。(再掲)

- ・災害発生に備え、物資の備蓄を図る。【防災安全課、市民】

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルート の長期間の寸断

○自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。

- ・災害発生時に地域で対応できる体制を整えるため、平常時から自主防災組織の育成や消防団の充実・強化を図り、危険箇所や避難行動要支援者等の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得、地域防災力の向上を図る。【防災安全課、消防本部総務課、消防署】

○各自主防災組織において、定期的な防災訓練を実施する。

- ・災害発生時に地域で対応できる体制を整えるため、平常時から自主防災組織の育成や消防団の充実・強化を図り、危険箇所や避難行動要支援者等の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得、地域防災力の向上を図る。【防災安全課、消防本部総務課、消防署】

2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生

○自主防災組織の資機材の充実や研修、訓練による体制を強化する。(再掲)

- ・災害発生時に地域で対応できる体制を整えるため、平常時から自主防災組織の育成を図り、危険箇所や避難行動要支援者等の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得、地域防災力の向上を図る。【防災安全課】

3 市民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持

3-1 市職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全

○毎年、職員訓練を実施し、危機管理体制の強化を図る。

- ・市職員を対象とする防災研修を実施するなど、平常時から危機管理意識の周知を図る。【防災安全課】

○職員訓練を通じて地域防災計画、業務継続計画等を実用的なものに見直す。

- ・業務継続計画（BCP）等に基づき、職員を対象とした図上訓練や参集職員を継続的に実施し、訓練内容を踏まえて各種計画の見直しを図る。【防災安全課】

○業務システムのクラウド化と緊急通信回線の確保を図る。

- ・災害に強い基盤構築のための自治体クラウドの整備を図る。【デジタル推進課】

3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊

○事業所等に対し事業継続計画を策定するよう、周知する。

- ・事業所等に対して、商工会議所と連携し、事業継続計画（BCP）を策定するよう周知を図る。【商工観光課】

3-4 食料等の安定供給の停滞

○食料等物資提供の協定の締結に努める。

- ・自治体、各種団体、民間事業者等との間で災害時の相互応援について協定を締結し、災害発生時の応急対応や食料・飲料水等の確保など、災害対応力の強化を図る。【防災安全課】

4 ライフラインの確保

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断塔や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要者に届かない事態

○防災行政無線について、緊急時でも 48 時間を目安として、住民に情報が伝達できるように適正に管理する。

- ・高齢者等の緊急時の支援対策を行うとともに、緊急時に対応できるよう、避難行動要支援者名簿の定期的な更新を行い、同意のあった要支援者の情報を自治会、自主防災組織、民生児童委員と平常時から共有し支援体制の継続を図る。【福祉政策課、障がい福祉課】

4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

○上水道施設の耐震化を進める。

- ・水道施設の耐震化を実施する。【浄水場】
- ・管路の更新（耐震化）を実施する。【工務課】

○事務所等に対して事業継続計画を策定するよう、周知する。（再掲）

- ・事業所等に対して、商工会議所と連携し、事業継続計画（BCP）を策定するよう周知を図る。【商工観光課】

4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止

○上水道施設の耐震化を進める。（再掲）

- ・管路の更新（耐震化）を実施する。【工務課】
- ・水道施設の耐震化を実施する。【浄水場】

○自家用発電機設備等の整備及び適正管理に努める。

- ・自家用発電機設備等の更新及び水道施設（配水場等）への新たな設置を行う。【浄水場】

4-7 交通ネットワークが分断する事態

○道路の分断において、代替ルートの確保の検討、バス事業者等の関係機関との連携強化

- ・災害時の通勤等に伴う被害・混乱の発生の防止を促進。（テレワーク、時差出勤、計画的休業等）【防災安全課、商工観光課】

5 二次災害の防止

5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生

○貯水池やため池の改修や点検に努める。

- ・特定農業用ため池の劣化状況や、修繕等工事の必要性について検討を行い、指定検討の実施を図る。【農林課】

5-3 農地・森林等の荒廃による被害拡大

○鳥獣害対策を適正に実施し、農地や山林が荒廃しないように努める。

- ・農地や山林が荒廃しないよう、被害を与える鳥獣の対策に対し、支援を行う。【農林課】

6 地域社会、経済の迅速な再建・回復

6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○要配慮者生活困窮者が気軽に相談できる相談支援事業の充実を図る。

- ・高齢者等の緊急時の支援対策を行うとともに、緊急時に対応できるよう、避難行動要支援者名簿の定期的な更新を行い、同意のあった要支援者の情報を自治会、自主防災組織、民生児童委員と平常時から共有し支援体制の継続を図る。（再掲）【福祉政策課、障がい福祉課】

○自主防災組織、老人会、地域サロン団体など、団体間交流を活性化し、地域コミュニティの結びつきを強くする。

- ・これからの地域のあり方を考える機会の提供をはじめ、多様な主体が地域の課題解決のために取り組む市民自治協議会の立ち上げや活動を支援し、地域コミュニティを強化する。【地域コミュニティ推進課】

(別紙 4) 道路整備に関する事業

対応する リスクシナリオ	事業名など	路線名など	事業概要	事業期間	全体事業費 (千円)
1-1	通学路安全対策事業	鹿畑清水線ほか	区画線や防護柵の設置	平成 26 年度～ 令和 9 年度	189,977
1-1	生活道路安全対策事業	元町菜畑線ほか	歩行者空間等の整備 歩道の侵入防止対策	平成 26 年度～ 令和 9 年度	184,735
2-1 ほか	道路新設改良事業	谷田小明線	バイパス化	平成 27 年度～ 令和 9 年度	286,124
2-1 ほか	道路整備事業	北田原中学校線	道路等基盤整備	平成 22 年度～ 令和 7 年度	595,434
6-3	市道の舗装修繕	芝庄田線ほか	舗装修繕工事	令和 5 年度～ 令和 9 年度	100,000
6-3	市道の法面及び構造物等点検 事業	奈良阪南田原線ほ か	法面等の点検及び修繕	平成 5 年度～ 令和 9 年度	50,000
6-3	市道の法面对策	奈良阪南田原線ほ か	法面对策	平成 5 年度～ 令和 9 年度	100,000
6-3	路面性状調査	市内一円	舗装の劣化度調査	令和 5 年度～ 令和 6 年度	50,000

(別紙5-1) 予定事業一覧(補助金・交付金事業)

対応する リスクシナリオ	実施事業名	事業箇所・路線名等	事業の概要	対象となる補助金・ 交付金の名称	担当課
1-1	校舎長寿命化改修	上中学校	老朽化した校舎の劣化対策やライフラインの更新等の長寿命化改修を実施し、耐久性を高める。	学校施設環境改善交付金	教育総務課
1-1	校舎長寿命化改修	鹿ノ台小学校	老朽化した校舎の劣化対策やライフラインの更新等の長寿命化改修を実施し、耐久性を高める。	学校施設環境改善交付金	教育総務課
1-1	校舎長寿命化改修	生駒東小学校	老朽化した校舎の劣化対策やライフラインの更新等の長寿命化改修を実施し、耐久性を高める。	学校施設環境改善交付金	教育総務課
1-1	校舎長寿命化改修	光明中学校	老朽化した校舎の劣化対策やライフラインの更新等の長寿命化改修を実施し、耐久性を高める。	学校施設環境改善交付金	教育総務課
1-1	生駒南小学校・中学校整備事業	生駒南小学校、生駒南中学校	老朽化が進行している生駒南小学校及び生駒南中学校の改築を行う。	学校施設環境改善交付金	教育総務課
1-1	既存住宅耐震診断補助事業	生駒市内	既存住宅の所有者に対し耐震診断費用の一部を補助	防災安全交付金	建築課
1-1	特殊建築物耐震診断補助事業	生駒市内	建築物の所有者に対し耐震診断費用の一部を補助	防災安全交付金	建築課
1-1	既存住宅耐震改修工事補助事業	生駒市内	既存住宅の所有者に対し耐震改修工事費用の一部を補	防災安全交付金	建築課
1-1	既存住宅解体工事補助事業	生駒市内	既存住宅の所有者に対し解体工事費用の一部を補助	防災安全交付金	建築課
1-1	ブロック塀等撤去工事補助事業	生駒市内	道路等に倒壊するおそれのあるブロック塀等を撤去する所有者に対し、撤去費用の一部を補助	防災安全交付金	建築課
1-1	建築物・建築設備(EV等)耐震診断・耐震化工事等(公共)	生駒市内	建築物・建築設備(EV等)耐震診断・耐震化工事等(公共)	防災安全交付金	公共施設管理者
1-1	外壁改修・鉄部塗装事業	市営小平尾桜ヶ丘住宅	外壁・鉄部の塗替え防水化を行うことにより長寿命化を図る。	社会資本整備総合交付金	営繕課
1-1	換気設備強化設計事業	市営元町住宅、市営小平尾桜ヶ丘住宅	換気設備の強化を行うことにより居住性向上を図る。	社会資本整備総合交付金	営繕課
1-1	換気設備強化事業	市営元町住宅、市営小平尾桜ヶ丘住宅	換気設備の強化を行うことにより居住性向上を図る。	社会資本整備総合交付金	営繕課
1-1	3点給湯改修設計事業	市営小平尾桜ヶ丘住宅	給湯設備の改修を行うことにより居住性向上を図る。	社会資本整備総合交付金	営繕課
1-1	3点給湯改修事業	市営小平尾桜ヶ丘住宅	給湯設備の改修を行うことにより居住性向上を図る。	社会資本整備総合交付金	営繕課
1-1	外壁屋根改修・鉄部塗装事業	再開発住宅	外壁・屋根・鉄部の塗替え防水化を行うことにより長寿命化を図る。	社会資本整備総合交付金	営繕課
1-1	バリアフリー化事業	南生駒駅周辺	南の地域拠点として位置付けられている南生駒駅周辺について、生駒市バリアフリー基本構想を策定し、地域のバリアフリー化を実施する。	防災・安全交付金	事業計画課
1-1	通学路安全対策事業	鹿畑清水線ほか	生駒市通学路プログラムに基づき、区画線や防護柵の設置を行うことで安全な歩道空間を確保する。	防災・安全交付金	土木課
1-1	生活道路安全対策事業	元町菜畑線ほか	生駒市歩行者空間整備ガイドラインに基づき、歩行者空間の整備や交通安全対策の必要がある路線の整備を行う。また、他県で発生した園児死傷事故を受け、歩行者の安全を図るため、市内幹線道路の交差点調査を行い、優先的に対策箇所を選定し、車両の歩道への侵入防止対策を行う。	防災・安全交付金	土木課
1-1	車両更新事業	高規格救急自動車	緊急消防援助隊の継続車両として更新	令和9年度緊急消防援助隊設備整備費補助金	警防課
1-1	車両更新事業	はしご付消防ポンプ自動車	更緊急消防援助隊の継続車両として更新	令和9年度緊急消防援助隊設備整備費補助金	警防課
2-1 ほか	橋梁耐震補強	壱分乙田線ほか	生駒市橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁耐震補強を行う。	防災・安全交付金	土木課

対応する リスクシナリオ	実施事業名	事業箇所・路線名等	事業の概要	対象となる補助金・ 交付金の名称	担当課
2-1 ほか	道路新設改良事業	谷田小明線	当該区間は現道路幅員 4 m 程度の市道であり通学路にも指定されているが、国道 168 号と県道宛の木線を結び生駒駅に通じている道路であるため通過交通量が多く、歩行者・自転車の安全確保のため、幅員 8 m でバイパス化を行う。(延長=230m、幅員W=8.0 m)	防災・安全交付金	土木課
2-1 ほか	道路整備事業	北田原中学校線	災害時の道路ネットワークの遮断を防ぎ、企業活動や経済活動を機能不全に陥らせないために、地域高規格道路である清滝生駒道路整備事業(国道 163 号バイパス)と連携し、道路等基盤整備を行う。(延長=584m、幅員W=12.0m)	社会資本整備総合交付金	土木課
3-1 ほか	公共施設に関する太陽光・蓄エネシステム導入推進事業	公共施設・公共用地	大規模災害時の避難所におけるエネルギー供給確保のため、公共施設・公共用地に太陽光・蓄エネシステムを導入する。	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	SDG s 推進課
3-1 ほか	分散型エネルギー源の導入事業	未定	市域に分散型エネルギー源を導入し、脱炭素化を推進するとともに、災害時等におけるエネルギーを確保する。	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	SDG s 推進課
4-6	下水処理施設耐震化事業	下水終末処理場・中継ポンプ場	下水処理施設の耐震診断等	防災・安全交付金	竜田川浄化センター
4-6	ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策及び重要な施設の耐震化事業	下水道施設	長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改築等を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化する	防災・安全交付金	下水道課 竜田川浄化センター
4-6	浄化槽設置整備事業	下水道事業計画区域外及び下水道の整備が見込まれない地域	合併処理浄化槽の設置、整備に対する補助金交付	循環型社会形成推進交付金	下水道課
5-2	県営ため池整備事業	高山ため池・大和川水系	・洪水吐補修工 クラック補修 100m ・法面保護工 コンクリート法枠 100 m ² ・分水槽補修工 クラック補修	農村地域防災減災事業	農林課
5-3	鳥獣被害防止対策事業	市内全域	① イノシシ・アライグマの捕獲檻などの購入に対する補助 ② 広域的な防除柵設置時における原材料支給への補助 ③ 成獣イノシシ捕獲に対する補助	鳥獣被害防止総合対策交付金	農林課
6-2	公園施設長寿命化事業	生駒市公園	公園施設において、老朽化に対する安全対策の強化とライフサイクルコストの削減、修繕・更新に係るコストの平準化を図り、撤去更新を行う。	公園施設長寿命化対策支援事業	みどり公園課
6-2	経営体育成支援事業	市内全域	甚大な農業被害がもたらされた災害発生時に、農業用施設・機械の再建等の支援を緊急的に実施する。	強い農業・担い手づくり総合支援交付金	農林課
6-3	芝庄田線ほか	芝庄田線ほか	市道の舗装修繕工事	防災・安全交付金	管理課
6-3	奈良阪南田原線ほか(法面及び構造物等点検事業)	奈良阪南田原線ほか	法面等の点検及び修繕事業	防災・安全交付金	管理課
6-3	奈良阪南田原線ほか(法面对策)	奈良阪南田原線ほか	法面对策	防災・安全交付金	管理課

対応する リスクシナリオ	実施事業名	事業箇所・路線名等	事業の概要	対象となる補助金・ 交付金の名称	担当課
6-3	路面性状調査	市内全域	舗装の劣化度調査	防災・安全交付金	管理課
6-3	橋梁長寿命化修繕事業	市内全域	橋梁個別施設計画に基づく橋梁 修繕事業	道路メンテナンス 事業補助	管理課
6-3	橋梁定期点検事業	市内全域	橋梁の定期点検	道路メンテナンス 事業補助	管理課
6-3	地籍調査事業	生駒市内(交付金対 象地域を除く)	地籍の明確化により災害復旧の 迅速化を図る。	地籍調査費負担金	土木課
6-3	地籍調査事業	東菜畑一丁目ほか	地籍の明確化により災害復旧の 迅速化を図る。	社会資本整備総合 交付金	土木課

(別紙 5-2) 予定事業一覧(補助金・交付金以外の事業)

対応する リスクシナリオ	実施事業名	事業箇所・路線名等	事業の概要	事業の財源など (補助金・交付金の名称又は「単独事業」や「予算無し」の場合はその旨を記載)	担当課
1-1	生涯学習施設の非構造部材の耐震化	たけまるホール、北コミュニティセンター、南コミュニティセンター、図書館、芸術会館美楽来、コミュニティセンター	生涯学習施設の非構造部材の耐震化を実施する。	単独作業	スポーツ振興課
1-1	消防団車両(救助資機材搭載型車両)無償貸付事業	消防団 機動第4分団	消防団車両(救助資機材搭載型車両)無償貸付	継続 予算無し	消防本部総務課
1-1	消防団車両(消防ポンプ車)無償貸付事業	消防団 採択された際は更新計画に基づき配備する。	消防団車両(救助資機材搭載型消防ポンプ車)無償貸付	予算無し(新規) 毎年度申請予定	消防本部総務課
1-1	消防団車両(消防ポンプ車)更新事業	消防団 機動第2分団	車両更新計画に基づき実施	令和5年度 単独事業	消防本部総務課
1-1	消防車両更新事業	指揮車	更新計画に基づき実施	令和5年度 単独事業	警防課
1-1	消防車両更新事業	広報車	更新計画に基づき実施	令和5年度 単独事業	警防課
1-1	車両更新事業	事務連絡車	更新計画に基づき実施	令和6年度 単独事業	警防課
1-1	車両更新事業	消防ポンプ自動車	緊急消防援助隊の登録車両として更新	令和7年度 緊急防災・減災事業債	警防課
1-1	車両更新事業	原因調査車	更新計画に基づき実施	令和7年度 単独事業	警防課
1-1	車両更新事業	指令車	更新計画に基づき実施	令和8年度 単独事業	警防課
1-1	車両更新事業	小型動力ポンプ付積載車	更新計画に基づき実施	令和8年度 単独事業	警防課
1-1	車両更新事業	事務連絡車	更新計画に基づき実施	令和8年度 単独事業	警防課
1-1	車両更新事業	広報車	更新計画に基づき実施	令和9年度 単独事業	警防課
1-1	車両更新事業	事務連絡車	更新計画に基づき実施	令和9年度 単独事業	警防課
1-1	消防団車両(消防ポンプ車)更新事業	消防団 機動第2分団	車両更新計画に基づき実施	令和5年度 施設整備事業債	消防本部総務課
1-1	消防団車両(消防ポンプ車)更新事業	消防団 機動第1分団	車両更新計画に基づき実施	令和6年度 施設整備事業債	消防本部総務課
1-1	消防団車両(積載車)更新事業	消防団 機動第3分団	車両更新計画に基づき実施	令和7年度 施設整備事業債	消防本部総務課
1-1	消防団車両(消防ポンプ車)更新事業	消防団 機動第4分団	車両更新計画に基づき実施	令和8年度 施設整備事業債	消防本部総務課
1-1	消防団車両(消防ポンプ車)更新事業	消防団 機動第4分団	車両更新計画に基づき実施	令和9年度 施設整備事業債	消防本部総務課
1-4	公共施設への J アラート情報の館内放送設備	市庁舎、消防署、生涯学習施設、スポーツ施設、小中学校、保育園、幼稚園	J アラート情報の館内自動放送システム整備	令和3年度～ 令和6年度 緊急防災・減災事業債	防災安全課
1-5	本部棟屋上の自家発電設備及び設備架台改修	本部棟	本部棟屋上の自家発電設備及び設備架台改修に伴う設計業務	令和4年度 緊急防災・減災事業債	消防本部総務課
1-5	本庁舎の自家発電設備改修	本庁舎	本庁舎の自家発電設備改修を実施する。	令和4年度～ 令和5年度 緊急防災・減災事業債	総務課

対応する リスクシナリオ	実施事業名	事業箇所・路線名等	事業の概要	事業の財源など (補助金・交付金の名称又は「単独事業」や「予算無し」の場合はその旨を記載)	担当課
2-3	消防施設トイレ等改修工事	消防本部・消防署 消防署救急施設 消防署南分署	トイレの男女別化、洋式化を行い利便性の向上を図る。	緊急防災・減災事業債	消防本部総務課
2-4	奈良市・生駒市消防指令センター消防指令システム更新整備事業（実施設計）	消防指令センター・消防庁舎	平成28年度から奈良市と共同運用をしている消防指令システムを安定稼働させるため、更新整備を行う。	令和5年度 緊急防災・減災事業債	警防課
2-4	奈良市・生駒市消防指令センター消防指令システム更新整備事業（整備）	消防指令センター・消防庁舎	平成28年度から奈良市と共同運用をしている消防指令システムを安定稼働させるため、更新整備を行う。	令和6年度～ 令和7年度 緊急防災・減災事業債	警防課
4-5	管路の更新事業	生駒市内	上水道管路の更新（耐震化）	単独事業	工務課
4-5	水道施設の耐震化	水道施設	水道施設の耐震化を実施する。	単独事業	浄水場
4-5	水道施設の耐震化	水道施設	自家発電設備等の更新及び水道施設（配水場等）への新たな設置を行う。	単独事業	浄水場
1-1	防災機能強化(安全)非構造部材の耐震化	生駒北スポーツセンター体育館	バスケットゴール、窓ガラス及び照明等の落下防止工事 （屋内運動場の非構造部材の耐震化を実施）		スポーツ振興課
1-1	防災機能強化(安全)非構造部材の耐震化	北大和体育館	バスケットゴール、窓ガラス及び照明等の落下防止工事 （屋内運動場の非構造部材の耐震化を実施）		スポーツ振興課
1-1	防災機能強化(安全)非構造部材の耐震化	総合公園体育館	バスケットゴール、窓ガラス及び照明等の落下防止工事 （屋内運動場の非構造部材の耐震化を実施）		スポーツ振興課
1-1	防災機能強化(安全)非構造部材の耐震化	市民体育館	バスケットゴール、窓ガラス及び照明等の落下防止工事 （屋内運動場の非構造部材の耐震化を実施）		スポーツ振興課
1-1	防災機能強化(安全)非構造部材の耐震化	むかいやま公園体育館	バスケットゴール、窓ガラス及び照明等の落下防止工事 （屋内運動場の非構造部材の耐震化を実施）		スポーツ振興課
1-1	防災機能強化(安全)非構造部材の耐震化	小平尾南体育館	バスケットゴール、窓ガラス及び照明等の落下防止工事 （屋内運動場の非構造部材の耐震化を実施）		スポーツ振興課
1-1	防災機能強化(安全)非構造部材の耐震化	井出山体育館	バスケットゴール、窓ガラス及び照明等の落下防止工事 （屋内運動場の非構造部材の耐震化を実施）		スポーツ振興課

